## 協働環境委員会会議録

令和2年6月23日(火)

(開 会) 10:00

(閉 会) 16:24

## 【案件】

- 1. 議案第73号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 2. 議案第74号 飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例
- 3. 議案第77号 飯塚市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

## 【報告事項】

1. 飯塚市人権問題市民意識調査について

【人権・同和政策課】

2. 工事請負変更契約について

【健幸・スポーツ課】

- 3. 「第3次飯塚市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」の策定について【環境整備課】
- 4. 公用車による交通事故について

【環境対策課】

5. 新型コロナウイルス感染症対策の概要について

【新型コロナウイルス対策室・総合政策課】

### ○委員長

ただいまから協働環境委員会を開会いたします。

「議案第73号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。 執行部の補足説明を求めます。

### ○医療保険課長

「議案第73号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、補足説明をさせていただきます。議案書の24ページになります。今回の条例改正につきましては、地方税法の一部改正に伴い、関係規定を改正する必要が生じたため、国民健康保険税条例の一部を改正するものです。25ページに新旧対照表がございますけれども、内容がちょっと見えにくいと思われますので、詳細は別途用意させていただいております資料を使って説明させていただきます。

「飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」とタイトルをつけさせていただいてお ります資料の左側のほうから説明をさせていただきます。まず、1番の改正の趣旨でございま すけれども、地方税法の改正に伴いまして、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の 特別控除を、国民健康保険税の算定に当たり適用するという内容のものでございます。次の 2番、改正内容につきましては、附則第10項及び第11項中の第35条の2第1項、または、 第36条とあります部分に第35条の3第1項を追加いたしまして、第35条の2第1項、第 35条の3第1項または第36条というようにするものでございます。この追加した条文内容 につきましては、資料の右側のほうに載せておりますけれども、個人が都市計画区域内にある 低未利用土地等であることを市区町村の長が確認がされたもので、その年の1月1日において 所有期間が5年を超えるものの譲渡を令和2年7月1日から令和4年12月31日までの間に した場合には、そのとき年中の長期譲渡所得の金額から100万円を控除することができると いうもので、これを国保税算定の際の所得に反映するようにするものでございます。左側に戻 っていただきまして、3番、一番下の四角の中でございますけれども、施行日になります。土 地基本法等の一部を改正する法律附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年 の1月1日としておりますけれども、当該施行日は令和2年3月31日となりましたことから、 この条例の施行日は令和3年1月1日ということになります。以上簡単ですが、補足説明を終 わります。

## ○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

### ○川上委員

日本共産党の川上直喜です。議案の第73号ですけれども、附則に、この条例は土地基本法等の一部を改正する法律と最後、紹介がありました。施行をもってということなので、来年の1月1日からですよということなんですけど、これは何の関係があるんですか。

### ○医療保険課長

この土地基本法等の一部を改正する法律におきまして、土地基本法の改正がなされておりまして、その中に低未利用土地に関する定義の規定が創設されております。それに伴って、それと連動して、このような規定となっているものと思われます。

### ○川上委員

低未利用土地というのは何のことですか。

### ○医療保険課長

低未利用土地とは居住の用、業務の用、その他の用途に供されておらず、また、その利用の程度が周辺の地域における同一の用途もしくはこれに類する用途の土地の利用の程度に比べて著しく劣っていると認められる土地のことというような定義になっております。

### ○川上委員

これ、低未利用土地、日本語としては、ちょっとわかりにくい。どういう言葉なんですかね。 低、低いでしょう。未、まだでしょう。利用土地でしょう。どういうことですかね。

#### ○医療保険課長

ちょっと法律に定義されている名称ですので、ちょっと推測にはなるですが、利用の頻度が低いということと、利用をされていないというようなことが、ちょっと組み合わされているような言葉というふうに解釈しております。

### ○川上委員

そうすると、これはわかりやすくというか、丁寧に言えば低利用土地と未利用土地、2つを 1つの言葉であらわしているということですか。

### ○医療保険課長

そのように、私のほうは解釈しております。

#### ○川上委員

法律上の言葉なので、市の課長が解釈するというよりは、法律上の言葉なんでしょう。それでこの低利用と未利用というのはどの辺に境界がありますか。

### ○医療保険課長

ちょっと、すみません。この部分について、ちょっと詳細を私存じ上げておりません。ちょっとお答えが難しいです。申し訳ございません。

## ○川上委員

今、低未利用というから、未利用と低利用の区別、何か基準があるのか。わからないと。そ したら、市町村長が基準において認定するということなんでしょうけど、どういう状態を未利 用と呼ぶのか。どういう状態を低利用と呼ぶのか。その辺の基準はどうなっていますか。

#### ○医療保険課長

低未利用土地について、市町村長が確認するということになっておりますけれども、この手続に関しましては———。

### ○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:08

再 開 10:14

委員会を再開いたします。

## ○医療保険課長

ちょっと今資料のほうを調べさせていただきましたところ、未利用地と呼ばれるものにつきましては、空き地でありますとか、空き家もしくは空き店舗、もしくは廃止された工場の跡地であるものを指しておりまして、低利用地と呼ばれるものは通常使用していますけれども、資材置き場でありますとか、青空駐車場でありますとか、利用の頻度が低いもののを指すものというもののようでございます。

### ○川上委員

だから、当事者の所有者にとっては、これは頻繁に利用しているんですよというふうに、思 うかもしれない。しかし飯塚市長は、いや低利用あるいは未利用状態です。例えば、ここの空 き地は景観を保持するために、自分は空き地にしています、という場合はどうなるんですか。

### ○医療保険課長

空き地にしておりますということであれば、低利用地には該当すると思いますけれども、任 意で空き地として置いてあるということでは、売却、譲渡するような対象にはならないと思い ますので、そういうことかなと思います。

### ○川上委員

それを何か確認しましたか、今の答弁。日照権を行使するというか、日照を確保するために、 空き地にしています。この場合はどうですか。

### ○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:06

再 開 10:20

委員会を再開いたします。

## ○医療保険課長

個別の条件につきましては、申請等とされるものと思いますけれども、その案件ごとに対応、 検討するものと思われます。ちょっと今の時点で、あらかじめ、どうというのはなかなか難し ゅうございますので、申しわけございません。

### ○川上委員

その程度で法律をつくると、市民というか国民は財産を容易に侵されかねないことになるのではないかと思うんですよね。ところで低未利用土地等とありますね。等とは何のことですか。

### ○医療保険課長

まず法律の定義につきましては、当該低未利用土地上に存する権利というような書き方をしておりますので、建物でありますとか、そういったものを指すと思います。

#### ○川上委員

今回の地方税法の改正の対象は、国民健康保険税は個人でしょうけど、地方税法の対象その ものは法人も対象なんですか。

### ○医療保険課長

この特別措置は個人が譲渡した場合というような規定となっております。

#### ○川上委員

法人でも対象になっているんですかね。

#### ○医療保険課長

譲渡することは、あくまで個人で規定されています。

## ○川上委員

土地の利用状況はよくわかりませんというその線引きはよくわかりませんということがわかりましたけれど、基準がないまま市長が決めていくということなんですね。それから、土地の

価格、それから等ということで説明があった建物の価格に基準が何かあるんですか。

## ○医療保険課長

価格につきましては、譲渡価格がその上にある建物を含めて500万円以下の譲渡であるような基準になっております。

### ○川上委員

500万円以上が対象ではないというふうにおっしゃったんですかね。

### ○医療保険課長

500万円以下の譲渡と規定されております。

#### ○川上委員

500万円未満ね。それで、どうしてこういう改正が出てきたのか。背景をちょっと教えて もらえますか。

#### ○医療保険課長

この特例措置の創設の趣旨ということでございます。ちょっと資料ですけど、地方部を中心に全国的に空き地が増加しているという中で、低額な不動産取引の課題といたしまして、想定よりも売却価格が低いこと、総体的に測量でありますとか、解体等の譲渡費用の負担が重いこと、他の譲渡所得に対する税金の負担感が大きいことが挙げられているということでございます。そういった中で、低未利用土地についての売り主の取引に対する負担感を軽減するということで、土地の適切な利用管理を行う方への土地の譲渡を促進し、さらなる所有者不明土地の発生を予防するという趣旨でございます。

## ○川上委員

この条例ができると、国保所帯にとってどういういいことがありますか。国民健康保険税は どのくらい下がったり上がったりしますか。

#### ○医療保険課長

国保税の影響ということでございますけれども、ちょっと対象の方がどのくらいおられるかというのが、ちょっとあらかじわかりませんので、全体的な影響というのは難しいですけれども、単純にこの100万円控除はふえますので、所得が100万円減少するということでございますので、国保税の所得割がだいたい12.2%くらいありますので、該当する方、賦課限度額とかもありますので、ちょっと一概に言えませんけど、12万2千円ぐらいの減額となるケースもあるかと思います。

#### ○川上委員

現実に本市において、何カ所くらい該当しそうな土地があるかはわからないんですか。

#### ○医療保険課長

申しわけございません。ちょっとそれは把握しておりません。

### ○川上委員

現実には、所有者が亡くなっていて、相続人が多数に及ぶと、そのために土地も手がつかないし、老朽化したものがあれば、その上物、建物も手がつかないというような状況だとすれば、 国民健康保険税の控除による国民健康保険税の引き下げというのは、そういう方々にとっては 余り意味のないことではないかと思いますけど、その辺はどうですか。

### ○医療保険課長

ちょっと意味のほうはあれなんですけれども、特別控除を創設されておりますので、当然、 国保税の算定に当たっては適用するのは当然のように考えております。

### ○川上委員

しかも土地の所有者が、全員課税所帯で、今控除による減額の範囲におられるとは限らない。 したがって、どのくらいというのも、もちろん私もわかりませんけど、国民健康保険税の引き 下げに積極的に寄与する条例改正ではないと思うんだけれども、そこのところどうですか。

### ○医療保険課長

まず、地方税法の改正に伴って、その規定を適用するという内容でございますので、今回、 国保税全体の引き下げとかを意図したものでございません。(発言する者あり)すみません。 ちょっと、言い直します。(発言する者あり)すみません。繰り返します。今回、地方税法の 改正に伴って、規定を国保税条例に適用するものでございますので、今回の条例改正につきま しては、全体の国保税の引き下げ等々を意図したものではございません。

### ○川上委員

今回のものは――。(発言する者あり)聞き取りにくいって。私のほうは聞こえるかな。マイクをかなり近づけたほうがいい。それで、減額になった分ですよ、仮に。どのぐらいか検討がつかないまま、この条例案を出しているでしょう。どのくらい減額になるかわからないんでしょう。そしたら減額になった分は、国保会計に影響が出ますよね。どのくらい影響出るかもわからない。しかし、影響が出た分はどのように手当てするんですか。

### ○医療保険課長

この部分に関しましては、国保税算定のもとである所得を引き下げるというか、特別控除をかけるということでございます。この件に関して、特段の財政措置とかはありませんので、その分で減少する分は、全体で補うというイメージになるかと思います。

#### ○川上委員

ということは、この条例によって新しい制度をつくる。それによって、生じた国保税の減収は、ほかの方々の国民健康保険税で賄うということになりますね。違いますかね。

## ○医療保険課長

一部はそのように、公費が入ってくる部分とかございますので、その分で補われる分は、あると思いますが、公費の分と国保税も一部あるかなと思います。

#### ○川上委員

減収分を公費でとは何のことですかね。一部なんかをケア、手当てができるんですか。また そのように決まっているんですか。

### ○医療保険課長

国保の財政と申しますのが、おおむね、国保税半分、あと公費が半分という割合になっておりますので、そのようにお答えいたします。

#### ○川上委員

そういう意味ですね。全体に置き直していった話ね。しかし、その特例によるルール、その 減収分はほかの被保険者が責任を負わないといけないという事実は変わらないんですね、どう ですかね。

# ○医療保険課長

国民健康保険全体の仕組みとしては、そのように考えて差し支えないと思います。

### ○川上委員

そうすると、この条例改正のメリットというか、何の利益があるんですか。今聞いていると、 利益がなさそうですけど。

### ○医療保険課長

ちょっと何度も繰り返しですけども地方税法の改正によって所得をそのように見直すという 規定でございますので、得になるとかいう観点で条例改正をしているものでございます。

#### ○川上委員

法が変わったから条例を変えていきますという仕事なんでしょうけれど、それによって市民がどのように助かるのか、どのように新たな苦痛が生じるのかね。それから、土地の所有権の問題については憲法で保障されたことですからね、上物も。そのことについて、権利が侵される危険性はないのかとか、その辺について、検討していると思うんだけれど、どういう検討を

していますか。

## ○医療保険課長

この低未利用土地の譲渡に関しましては、特段強制的に売却をするとか、そういったことではないと考えていますので、特にある土地の所有者の方の権利を侵すような内容ではないというふうには考えています。

## ○川上委員

それはどこかで議論して、その確認をしたというようなことでの答弁ですか。それとも、今、 課長が思っての答弁ですか。

### ○医療保険課長

私の意見でございます。

### ○川上委員

国がよい法律を出したときでも、悪法を出したときでも、それから、こちらの方々にはメリットになるけど、こちらの方々には不利益になるよねという法律もありますよ。そういうときに、国の法律が変わったからといって、条例はところてんみたいにちょっといじって出しましょうというわけにはいかないでしょう。この法律によって苦しむ人がいれば、別の手だてでも救済するみたいなことが必要かもしれないね。今の場合であれば、国保会計のことについて言えば、随分頑張った面もあるんだけど、国民健康保険税は引き続き高くて、コロナ危機のもとで、ことしも大変だけど、来年どうなるんだろうかと。ことしが一番大変と思いますけど。そういうときにこういう制度にしたために、その分が国民健康保険にのってくるのかなと。それを飯塚市は何の検討もせずにのせてきたんだなということではいけないと思います。質問を終わります。

### ○委員長

ほかに質疑はありませんか。

### (なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

### ○川上委員

私は、「議案第73号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」に反対の立場から討論します。議案第73号の今回改正は土地基本法等改正に伴うものとの説明です。住民への悪影響を及ぼす再開発事業を後押しして、土地所有者等に国や地方自治体が実施する土地政策への一般的な協力義務を新たに規定するものです。憲法で保障された土地所有権を過度に制約しかねないものであるとともに、この措置によって減額された税収が、国民健康保険所帯全体に悪影響を及ぼすということが認められるにもかかわらず、飯塚市がこれらのことに何の考慮もなく、深い検討もせずに、議案を上程しているということがわかった以上、賛成することはできません。

## ○委員長

ほかに討論はありませんか。

## (なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第73号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

## ( 挙 手 )

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第74号 飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例」を議題といたします。 執行部の補足説明を求めます。

## ○健幸・スポーツ課長

「議案第74号 飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

本案は、飯塚市頴田野球場の老朽化により、利用が困難になりましたナイター照明の利用を廃止するため、飯塚市体育施設条例の別表第1、飯塚市頴田野球場の利用時間を午後10時までを午後8時までに改め、別表第4の2、野球場の表中の頴田野球場の照明料金の項目を削除するものでございます。以上簡単でございますが、「議案第74号 飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例」について説明を終わります。

## ○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

### ○川上委員

この頴田野球場は、どんなことに使ってきていますか。

○健幸・スポーツ課長

野球でございます。軟式野球の利用で使われております。

○川上委員

ソフトボールとか使ってはないですか。

○健幸・スポーツ課長

以前、何度かは使われたことはございますけれども、基本的には軟式野球で使われております。

## ○川上委員

本市には、有力な子どものチームがありますね。そこは、この頴田の野球場を使ってないですか。

○健幸・スポーツ課長

頴田の野球場をつきましては少年野球での利用をもあっております。いろんな少年野球チームございますけども、大会等々で利用がなされております。

○川上委員

頴田野球場の整備はいつですか。

○健幸・スポーツ課長

昭和48年でございます。

○川上委員

その間に大規模な改造とかは、どのくらいしていますか。

○健幸・スポーツ課長

頴田野球場の供用開始からについて、当初の分の資料がちょっとございませんので、合併後からになりますけれども、昨年度までに1500万円ほど修繕等を行っております。

○川上委員

47年、合併までに30年として、その後17年で考えた場合、その30年の間には、手をつけたことはないですか。

○健幸・スポーツ課長

申しわけありません。合併前の資料がちょっとありませんので、ちょっとわからないという状況でございます。

### ○川上委員

照明器具については、1973年に整備したときのままですか。それとも途中で、手を入れたことがあるのかどうか、わかりますか。

#### ○健幸・スポーツ課長

照明についても、当初の修繕等々についてはちょっと資料がございません。合併後におきましては、当然毎年、ナイター照明でございますので、球切れというのがございます。それについてはその都度、その都度というか1年にまとめる形で修繕を行っております。また、その照明をつけるためのいろんな電気設備の機器についても、毎年保守点検は行っておりますので、

そこでの異常が見つかった段階で修繕を行っているという状況でございます。

## ○川上委員

現状で照明設備を廃止しなければならないという積極的な理由は何ですか。

## ○健幸・スポーツ課長

昨年、その電気設備の中で、ちょっと故障が見つかりました。照明灯の中段のところにトランス、その電気設備の機器がございますけれども、これをなおすに当たって、そこまでの鉄塔を登っていかないといけません。その鉄塔の登っていく段階で、腐食が相当あるということも一緒にわかりましたので、それを直すに当たっては、鉄塔自体の補修が必要ということになりました。そうなった段階で大規模な工事が必要になっておりますので、廃止にさせていただきたいというところで調整をさせていただいたところでございます。

### ○川上委員

大規模な補修というか、手当をするのにどのぐらいの費用が必要となったんですか。

### ○健幸・スポーツ課長

今回の場合の補修でございますけれども、最低限、今の状況を戻すというところだけでいいますと、約3600万円が必要になります。それとあわせまして、頴田野球場の照明については、白熱球が使われております。この白熱球は今年度、生産中止になりまして、今LEDに変えるというのが政策になっております。今、電気をつけるということだけで3600万円が必要になりまして、あわせて近いところで球を全部変えるという作業が発生するという状況になっております。

# ○川上委員

その場合の費用どのぐらいか検討していますか。

## ○健幸・スポーツ課長

はっきりとした数字で設計を行っておりませんけれども、ほかのところの状況から鑑みたときに、概算でございますが、約8千万円程度が必要になってこようと思っております。

## ○川上委員

その8千万円概算した数字の中身を教えていただけますか。

### ○健幸・スポーツ課長

この分については細かいところの積算というものはございません。LED灯の場合で単価が約30万円ほどかかりまして、その球の数、今ある球の数を乗じたところと、いろんな費用を足したところで概算の数字として今申し上げたところでございます。

## ○川上委員

そうすると、仮に今回3600万円かけて手入れをして、近い将来、8千万円ぐらいかける 手入れがいるので、ということなんだけれど、これを合わせるという考え方でいいんですかね。 近未来でお金の支出が必要ですよと、1億1600万円ぐらい要るかもしれないという考え方 になるんですかね。

## ○健幸・スポーツ課長

LED化の中では共用部分はあるかとございます。でも、概算としては考え方としては、そういう約1億円の費用がかかるというふうに見込んでいるところでございます。

### ○川上委員

この金額をどう見るかという考え方をされたと思います。今後の利用状況とか長期的なスポーツ振興との関係でいうと、スポーツ振興課ですよね。それで新体育館、今度変更工事契約、結んだでしょう。あれは幾らですか。

# ○健幸・スポーツ課長

新体育館建設敷地造成工事でございますが、現契約金額1億523万3700円から1250万5900円を増額いたしまして、1億1773万9600円といたしたものでござ

### います。

## ○川上委員

どういう事情かよくわかりませんけど、新体育館には気前がいいよね。今、多くの利用がある中で、新体育館は、まだ誰も利用してないんだから。多くの人が利用しているところの1億1600万円の財政出動が、年間予算規模が一般会計で700億円の、飯塚市でどういう負担感があるのかなと思うんだけど、現在の利用状況をお尋ねします。

## ○健幸・スポーツ課長

平成31年(令和元年)の利用状況でございますけども、これはナイターに限らず、全てでございます。昼間とか、その辺も含めてですけれども、224件の利用があっております。そのうちナイター利用が95件となっております。

### ○川上委員

これは95件ということは、365日のうち95日と理解してもいいんですか。

## ○健幸・スポーツ課長

これは区分のところがございますので、ナイターのところで7時から8時で、その後8時から9時とかいえば2件というカウントになります。そのため被る部分がございますので、日数といたしましては、58日の利用となっております。

### ○川上委員

それは何月ころが多いですか。

## ○健幸・スポーツ課長

4月から11月にかけてでございますけれども、この月間、毎月4、5件の利用があっているという状況でございます。

## ○川上委員

利用団体としては、何団体になりますか。

## ○健幸・スポーツ課長

76団体の利用となっております。これは延べでございます。

#### ○川上委員

全部野球チームですか。野球チームですか、全て。

### ○健幸・スポーツ課長

はい、全て利用は野球として利用がなされております。

#### ○川上委員

76団体でチームのメンバーの人数合わせると何人ぐらい。

### ○健幸・スポーツ課長

この分の利用については、それぞれ申請書の中に利用人数が記載されておりますので、それを足していった数字になりますけれども、4669人の利用となっております。

## ○川上委員

この76チームがその期間に何回ぐらい使うんでしょうかね、平均で言うと。割り算すると 1回か2回ぐらいになるかなという気はするけど、使用頻度はどうでしょうか。

### ○健幸・スポーツ課長

それぞれのチームの利用件数の足し算となりますので、その分のカウントについてはちょっと整理ができておりません。ただし76チームあって224件の利用となりますので、1チーム当たり大体3回程度の利用と考えております。

### ○川上委員

いや、ナイターの利用ですよ。ナイターの利用は、先ほど件数で95件と言われたでしょう。 日にちで58日、4月から9月までと言われましたかね。だから普通というか、どのくらい利 用しているのかなと団体が、1団体は。

### ○健幸・スポーツ課長

すみません、ちょっと説明が全体の野球場利用と、ナイター利用の分が、ちょっと私が整理ができておりませんでした。すみません。ナイター利用については、95件の利用のうち、利用団体としては16団体の利用となっております。このうち市内団体が9団体、市外が7団体でございます。1団体、5回程度の利用がなされているかと考えております。

# ○川上委員

6回ぐらいですね。4、5、6、7、8、9でしょう。だから月1回ぐらい。平均になりますかね。使用頻度としてはね、平均で。それでその団体16団体は、市内が幾らと言われましたかね。市外は7と聞こえましたけど、ちょっと確認します。

## ○健幸・スポーツ課長

市内は9団体でございます。

### ○川上委員

チームの名前言っていただけますか。9と7。

### ○健幸・スポーツ課長

すみません。野球チームの分については、ちょっと説明をこの後述べますけれども、個人での名前の利用という形になっておる分については、名前の発表についてはちょっと控えさせていただきます。個人の方が1チームありまして、あと、市内の団体としては、ブラックメイソン、頴田ヒーローズ、それと福岡県職員互助会、それと個人の方、それと愛球界オールスター大会、それと個人の方、個人の方、球遊クラブという形で利用がなされております。

## ○川上委員

市外はどうですか。

#### ○健幸・スポーツ課長

市外でございますが、これも個人の名前ともう一方も個人です。それで3つ目も個人ですね。 それとセルフィッシュというチーム、それと個人の方、ホークスジュニアアカデミー、それと 個人の方という利用になっております。

### ○川上委員

この16団体、個人とは今回のことについて、どのように協議をしてきた、意見を聞いたり 説明したりしたと思うけど、どういう流れがあるか教えてください。

### ○健幸・スポーツ課長

本年の1月より利用団体の方へ説明をさせていただいたところでございます。それぞれ、こういう状況ですと、ちょっとナイター照明が使えなくなるかもしれませんけれども、ほかの球場の利用はできますでしょうかという形で話をさせていただいたところでございます。

## ○川上委員

そういうお願いをしたと。それに対して16の団体、個人はどういう意思表示があったので しょうか。

## ○健幸・スポーツ課長

利用団体からお声をいただいた分については、頴田野球場、当該野球場につきましては、利用時間において照明が使えなくなったとしても、夏の時間の利用時間を考慮して決めてもらいたいという声をいただきました。

## ○川上委員

ちょっと意味がわかりません。飯塚市が照明つけてくれないんだったら、もうしようがないと、よそに行きます。よそでやります。あるいは時間を早めます。何かそんなことができるんですかね、今の答弁はちょっと意味がわかりにくかった。

### ○健幸・スポーツ課長

野球場を利用するに当たって、夏の時間と冬の時間では、終わりの時間が明らかに違うとい

うか、冬であればもう5時過ぎたぐらいではもう野球は全くできませんけれども、夏場、今の時期であれば8時ぐらいまでは何とか野球ができるというか、いうぐらい、時間がございますので、例えば一律6時までとかという形に利用時間を設定すると、今の時期、7時の段階では使えなくなりますので、その辺は使えるような形で設定をしていただきたいということでございます。

## ○川上委員

そうすると16チームないし個人は、照明がなくても頴田で野球をしますということなんで すかね。よそでしますということではないんですかね。

### ○健幸・スポーツ課長

完全にナイターを利用しないといけない時間、8時過ぎの時間も含まれている利用であれば、 もうほかの球場利用をされます。ただし8時ぐらいとか微妙な、試合が終わるところであれば、 ちょっと暗いけれども、頴田で野球やろうかという方もいらっしゃると考えております。

### ○川上委員

そうすると、今度の照明を廃止する時間を夜10時を8時にするということに、今の利用者 が全員対応できるようにはなっていないということですかね。

## ○健幸・スポーツ課長

ナイター照明につきましては、今市内に筑穂野球場、穂波野球場、それプラス県の筑豊緑地の野球場、3つがございます。その利用状況等を鑑みますと、十分、頴田野球場、当然被る日、利用日が一緒になるというのはあるかと思っておりますけども、調整とか、そういった形では、今のこの頴田球場の分の利用人数、利用状況というのは、ほかの球場でもカバーができるかと思っております。

### ○川上委員

場所の予約との関係で、ずっと頴田でやっているわけではないと。もともと筑穂でもやっていますよというような団体、チームがあるんですかね。もともとそういうふうにしているところが。

### ○健幸・スポーツ課長

先ほど市内の利用団体、市内の利用団体といたしましては、9団体と申しましたけれども、 そのうちの4団体が頴田地区の利用者でございますけれども、野球場の特にナイター利用につ きましては、あいているところに利用の申し込みをするという傾向がございますので、特にこ こではないといけないというような意識といいますか、そういったものは少ないと考えており ます。

# ○川上委員

そうすると、今市内のことだけ言われたけど、市外7つでチーム、個人で頴田だけを使って いるというのはどのぐらいあるんですか。

## ○健幸・スポーツ課長

申しわけありません。そこまで聞き取り等は行っておりません。

### ○川上委員

市内の場合、9つのうち4つが頴田ということなんだけれど、頴田に住まいの方が中心ですか、そこは大体。

## ○健幸・スポーツ課長

チームの中での構成につきましては、そこまで、ちょっと聞きとりを行っていないという状況でございます。

# ○川上委員

照明は切るけれども、廃止するけれども、今まで頴田野球場を利用いただいていた方々には 迷惑をかからないようにしますという考え方ではないのかというふうに思うんだけど、先ほど 答弁聞いていたら、利用者に不便をかけないと。いろんな手当てをします。工夫しますという ふうに聞こえていたんだけど、今、話を聞くとやっぱり頴田がいいんだと、ナイターをする理 由はいろいろ理由があるやないですか。時間、仕事、その他でその時間帯でやりたいからナイ ターと。何となくナイターが涼しいからいいということもあるかもしれません。その万全を期 すということにはなってないという感じがしますけど、どうですかね。

## ○健幸・スポーツ課長

各チームの代表者の方には、丁寧な説明をしたつもりでございます。それぞれ利用の状況の中で、それぞれ取りにくいような、予約ができにくいような状況がございましたら、私どものほうにちょっと一声かけてくださいと。その中で、いろんな情報、空き状況とか含めまして、他地区を含めてでございますけれども、そういう説明をさせていただいて、ご理解をいただいたと考えております。

### ○川上委員

説明したというのはわかるんだけど、理解をいただいたんですかね。16チームが、個人が「よーし、わかった、飯塚市は金がないだろう」と、1億1600万円もあるわけがないということで、自分たちはスポーツ、長年、頴田野球場でやってきたんだけど、ナイターで気持ちよくやってきたんだけど、もうしようがないというふうに、何か紙に書いてくれたんですか。

### ○健幸・スポーツ課長

仕方ないですねというような形でのご理解というふうには考えております。

## ○川上委員

飯塚市のスポーツ振興のあり方として、一極集中した新体育館にはいくらでもお金をつぎ込みますよと。次々に工事に変更でお金もふえていきます。ところがその一方で、今も使っているし、これからも使う野球場の照明を、わずかとは言いませんけど1億1600万円程度を理由に本当に廃止するような飯塚市であってよいのかという、これスポーツ振興の問題だけではないかもしれないけど、飯塚市がスポーツ振興にどのくらい金かけていますか、今。まともにスポーツ振興に金かけてないでしょう。そういう意味では、合併しても、筑穂の野球場、頴田の野球場が地域にあって、比較的職場に近いだとか、家に近いとかいうところで、気軽にスポーツが楽しめるようにするためには、副市長、サッカーをしたこともあると思いますけれど、1億1600万円を理由に、こういうふうに諸事情はあろうけど、これから出るかもしれないお金を理由にやめてしまうというのは、余りに拙速ではないかなと思いますけど、どう思いますか。

### ○市民協働部長

今ずっとあの課長のほうも説明いたしましたように、頴田の野球場のナイター設備につきましては、鉄塔の劣化とか、ライト、ハロゲンライトの問題、それから電気設備の更新の課題ということで将来にわたって、将来というか近いところで多額の費用がかかるということで今回ナイターの設備については廃止をさせていただくという形にさせていただいておりますので、今もずっとそこに利用されている方々が、もちろん、いらっしゃるわけでございますので、その方々の利便性を少しでも維持するために、夜の時間帯についても8時までということで調整したり、また他の野球場についても、筑穂の野球場とか穂波の野球場についても、利用率から言えば余裕がございますので、そういった、どうしてもナイターで対応をしたいというところの方々につきましては、そういったところを紹介しながら、少しでも、皆さんが野球を続けられるように、今後とも応援していきたいというふうに思っております。

### ○委員長

ほかに質疑はありませんか。

### ( な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

## ○川上委員

「議案第74号 飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例」について、反対の立場で討論します。質疑、答弁の過程で明らかになったことは、説明はするけど利用者からは同意は得られていないなというふうに思うんです。この選択肢を選ぶということは1億1600万円が浮くのではないかというような答弁の仕方ですけれども、そのお金は何に使うんですか。今の基金がふるさと応援まで入れると103億円あって、コロナ対策でだって、9億8千万円くらいしか使ってないんですよ。新型コロナ対策に使おうということで、国から来た約5億円、これも貯金に戻してしまう。その大きな財政運営の私に言わせれば住民無視のやり方の中の一つだと思います。飯塚市が「人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住み続けたいまち」という第2次総合計画を本気でやるつもりがあるなら、このコロナ危機の中で、市民からスポーツの機会を奪うことにつながりかねない、こういう頴田野球場の照明廃止というのは、やるべきではないと申し上げて、反対討論します。

### ○委員長

ほかに討論はありませんか。

### (なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第74号 飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

## ( 挙 手 )

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。 暫時休憩いたします。

休 憩 11:16 再 開 11:25

委員会を再開いたします。

次に、「議案第77号 飯塚市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」を議題 といたします。執行部の補足説明を求めます。

### ○医療保険課長

「議案第77号 飯塚市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」について、補 足説明をします。議案書の58ページでございます。

今回の条例改正につきましては、福岡県後期高齢者医療広域連合において、新型コロナウイルス感染症対策として傷病手当金を支給するために行われました「福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正」に伴いまして、関係規定を改正する必要が生じたため、飯塚市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものです。

59ページをお願いします。詳細は、新旧対照表でご説明いたします。改正内容につきましては、「本市において行う事務」として第2条各号に掲げております事務につきまして、広域連合が支給する傷病手当金に関する受付業務を追加するために、第2条第7号の次に第8号といたしまして、「広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付」を加えるものです。以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

### ○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

### ○川上委員

広域連合の条例改正はいつと言われましたでしょうか。

#### ○医療保険課長

広域連合の条例改正につきましては、令和2年5月11日付で専決処分がされております。

### ○川上委員

同様の趣旨の制度は、国民健康保険の条例改正を専決で4月30日にしていますね。間違い

## ないですか。

## ○医療保険課長

はい、4月30日で専決処分をさせていただいております。

## ○川上委員

私は専決処分は、あまり用いないほうがいいと、厳格にやるべきだというふうに思うんです。 それにしても、臨時議会が5月25日から4日間ありましたよね。ここに、この条例改正を出 さなかったのは、どういう理由ですか。

### ○医療保険課長

飯塚市の国民健康保険の話ということで――。 (発言する者あり) はい、この条例の分を 臨時議会に出さなかった理由ということですね、はい。 5月11日に広域連合のほうは、専決 処分をされております。その通知が私どものところに届きましたのが、その翌日ですので、ちょっとご提案のタイミングとしては、今が直近かなと思っております。

### ○川上委員

臨時議会は5月25日開会なんですよ。だから、2週間はあったと思うんですね。出さなかった理由があるのか、何なのかというのを聞いたんです。

### ○医療保険課長

情報が広域連合のほうから届きまして、決裁でありますとか、条例案をつくる過程において ちょっと事務に時間を要しました関係で、ちょっと臨時議会の提出期限には間に合わなかった というような状況でございます。

## ○川上委員

5月11日に広域連合議会があって、条例改正があるというのは事前にわかっていたでしょう。だから、5月12日通知を見て、考え始めたわけですか。

### ○医療保険課長

広域連合で5月11日の専決処分の手続をなされたようですけれども、ちょっと事前に情報 のほうが私にはちょっと伝わっておりませんで、実際来てから私どもは検討を始めたという状 況でございます。

### ○川上委員

市の対策本部では、このことについてはどういう議論をしたんでしょうか。

#### ○市民協働部長

対策本部の中では、この話は上がっておりません。

#### ○川上委員

こういう重大なテーマが対策本部で上がらないでよい仕組みなんですか。どういう仕組みに なっているんですか、対策本部でこれが議論されないというのは。

## ○委員長

暫時休憩いたします。

## 休 憩 11:32

## 再 開 11:34

委員会を再開いたします。

### ○医療保険課長

今回、ご提案させていただいている条例改正の分、後期高齢者医療に関する傷病手当金の規定ということでございます。この分につきましては、実施主体はあくまでも後期高齢者医療広域連合のほうでございます。この実施の時期とかについては広域連合のほうで検討されていました関係で、私どものほうには結果が伝わってきたというような状況でございまして、対策本部のほうの会議には特に、私どものほうでご提案というか、連絡とかはしておりませんでした。〇川上委員

広域連合は専決処分をしたんですね。そして、5月11日にそれを承認したわけでしょう。 専決処分をした日はいつですか。

### ○医療保険課長

5月11日付で専決処分をしたということでございます。

### ○川上委員

議会で承認したのは、まだしてないわけ。

### ○医療保険課長

広域連合のほうでは7月の終わりに、今年度の第2回議会を予定しておりますので、そちらのほうで承認をいただく予定とのことでございます。

## ○川上委員

広域連合がそれを待たずに、専決処分したのはなぜですか。

### ○医療保険課長

この傷病手当金につきましては給付を受けるためには申請行為等が必要でございますので、 なるべく早く受け付ける体制ができる必要があるということで判断されたものと思われます。

#### ○川上委員

その専決処分をしましたという通知は、市長まで見ているでしょう。見ていないですか。

### ○医療保険課長

通知の受け付けにつきましては、当課のほうで行っておりまして、私まで見ておる状況でございます。

## ○川上委員

市長は見てないのかというふうに聞いたんです。逆に聞いてもいい、いつ見たのか、市長は。

#### ○医療保険課長

本条例改正に当たっては、市長の決裁をいただいておりますけれども、決裁日につきましては、5月20日という日付になっております。

## ○川上委員

この議案第77号を出しましょうというのが、5月20日に市長が決裁したというんですね。 そういう答弁でしょう。違う。

### ○医療保険課長

そのとおりでございます。

#### ○川上委員

じゃあ臨時議会に間に合うじゃない。だから、臨時議会になぜ出さなかったんでしょうね。

#### ○委員長

暫時休憩いたします。

## 休 憩 11:39

## 再 開 11:39

委員会を再開いたします。

## ○医療保険課長

臨時議会の告示が21日ということでございまして、20日に決裁いただいておりますけれ ど、告示にちょっと議案を間に合わすことができませんでした。申しわけありません。

## ○川上委員

間に合うよ。5月14日、この通知が来た翌々日、体育館の入札したじゃないですか。もともと、この臨時議会は4月10日の日の議会で言えば代表者会議で、連休明けの常任委員会は、4つの理由を挙げてしないけど、入札が成立したら、この臨時議会やりますと決めているじゃないですか。執行部から要請があったことですよ。だから、3月17日以降の前年度専決、それから新年度予算の専決について、ものすごく窮屈な中で、議案質疑も出してやりましたよ。

体育館の契約議案の審査よりも、あなた方は広域連合が専決したものについてね、はるかに 1カ月も遅れて、きょうの審査に至っている。高齢者の命にかかわる問題より、体育館の入札 のほうが急務を要したということですか。

## ○医療保険課長

この今回の条例につきまして、内容としましては受付、実際、広域連合のほうで給付する規定については条例改定されて発行しておりますので、この条例につきましては受け付けの事務をするというような内容でございます。なので、実際、これが給付に当たって直接影響するものではないというようなちょっと感覚を持っておりましたので、そこまでちょっと急いでするというようなことができておりませんでした。

## ○川上委員

高齢者の命にかかわる、健康にかかわることよりも体育館を優先したというのがよくわかりました。それでね、対策本部長は市長ですから、職員がそういう誤った認識を持つことはあるかもしれないけれども、市長が誤ってはいけないと思うんですよね。市長はどういう判断したんでしょうかね。5月20日に6月議会定例会提出伺いが最終的に来たときに、臨時議会でしょうと。なんならもう専決でいこうかという性質の問題ではないんですか、これは。後期高齢者で働いておられる方、何人ぐらいおられるんですか。

### ○医療保険課長

申し訳ありません。把握しておりません。

## ○川上委員

そしたら、ちょっと質問を変えよう。後期高齢者の医療制度に強引に組み込まれた方々は何 人おられるんですか。年齢で差別して集められたわけだけど。

### ○医療保険課長

後期高齢者医療制度、飯塚市に関して言いますと被保険者数が、3月末現在ですが、1万9366人でございます。

## ○川上委員

2万人というくくりはちょっとあれかな。1万9300人を超えるような方がおられるんだけど、このうち、この条例に該当する被用者というのは把握できないんですか。5月12日の時点で。

### ○医療保険課長

保険料の後期高齢者の保険料の調定のほうは広域連合のほうでされています。ちょっとそういった分析を私どものほうではしておりませんので、ちょっと把握できておりません。

### ○川上委員

そこのところが問題でしょうね。広域連合に聞けばすぐわかるんじゃないんですか、5月 12日通知を受け取った瞬間に。わからないですか、広域連合に聞いても。

## ○医療保険課長

ちょっとそういうのを求めたことはございませんが、その所得の内訳までちょっと分析しておるかはちょっとはっきりわからないので、ちょっと聞いてみないとわからないというところです。

## ○川上委員

5月12日でそれを聞かないという判断をしたんですか。部長とか、副市長とか、市長とかいるわけでしょ。飯塚市には。この通知を見て、対象となる被用者が何人ぐらいおるのかと。この方々に手紙を出さないといけないでしょうもん。こういうことになりましたという通知。広域連合から出すんですか。誰が対象なのかとか特定して、1人も陽性患者にならないように、ましてや亡くなることがないように、最後の1人まで発熱があるのに無理して行ったらだめですよとか言わないといけないわけじゃないんですか。対策本部では本当に全然議論してないん

ですかね。信じられんけど。ちょっと、どういうつもりでこれ、今ごろ出してきたのか、ちょっと副市長、説明してください。

### ○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:48

再 開 11:50

委員会を再開いたします。

### ○副市長

担当課長がいろいろ説明しておりますけれども、資料等につきまして調査もしてなかったということは、私の指導力不足で申し訳ないと思っております。それから臨時議会に出さなかったということで、20日に決裁をとっております。21日が議運でしたので、急いですれば間に合ったとは思いますけれど、打ち合わせの中で、20日が来た段階で、そういう臨時会に出す話までしなかったもので、定例会に提案させていただいています。まことに申しわけありませんでした。

### ○川上委員

納得できないですね。臨時議会中に追加議案を提出することもできたわけですよ。それから、 あまり譲りたくないけど、百歩譲ってもね、専決処分ができたはずなんです。だからあなた方 の認識の中に、これが高齢者の命にかかわる問題だということと同時に、水も漏らさない感染 症対策をやるという点で、根本的に考え方に欠陥があったんじゃないかと。75歳以上の高齢 の方で、年金が少ないとかないとか、生活にかかわるような状況で、仮に生活保護を受けてい たとしてもですよ。生きていけるかどうかということで働いてある高齢の方、知っているでし ょう、皆さん。雇用関係にあって。発熱があって倦怠感もありますと、せきも出ているかもし れないけど、休むわけにいかないじゃないですか。だからこれは、本当に緊急の緊急の仕事で あったはずなんですよ。だから、担当課長にはもう国のほうで動きが始まったときに国民健康 保険の傷病手当のことは、話をしたことがありますよ。すぐ来るからねとか言って。これは何 ですか。だから、一般質問で皆さんに、新型コロナ対策本部の活動について、教訓は何だと思 っていますかという質問をしたけれども、こういうことが全然わからない。やっぱり議会ない し当事者から指摘されないとわからないよね。でも、謝って済む問題と済まない問題もあるの で、私はこれは、済まないほうの部類の性質だと思うんですよ。総力を挙げて社会全体がコロ ナ対策やっているときに。だから手続上できなかったとか、議運が翌日でしたからとか、今の 瞬間で言っているというのはまるで反省がないということですよね。だから社会全体の感染対 策にもとる行為であったし、非常に危険な行為をしたんだという自覚を持たないといけないと 思いますし、それから、高齢者に対しては、やっぱり差別的対応をしたと。もともと後期高齢 者医療制度が差別的だと思うけど、それに今回のことは、二重の差別的対応になっていると。 ちょっとそういう意味での反省をしなければ、普通の出来事、コロナじゃない別の出来事って いう捉え方ではいけないんじゃないかと。なんですか体育館は。常任委員会飛ばしておいて体 育館のために臨時議会も招集してね。ちょっと、副市長、ちょっと謝ればということではなく て、どういう点を深めていくかを考えていただいたほうがいいのではないですかね。謝る必要 ないですよ。私とか質問者とかの関係は。ここはかなり深い今後のコロナ対策上、教訓としな ければならない問題があると思うので、ちょっと教訓を深めてもらいたいと思いますけど、副 市長がいいのか、対策室がいいのかわかりませんけど、答弁求めます。

### ○市民協働部長

今回の傷病手当の件につきまして、国保のほうにつきましては、対策本部のほうでもこういう制度ができて、こういう対応するという話がございました。そのときに、私どもとしても当然それは、後期高齢にも当然同じような仕組みが出てくるというのを、わかるはずであったの

を見落としたということもございますので、ここにつきましては今後、そういうことのないように、担当部署とも連携をしながら、コロナ対策に努めていきたいというふうに思います。

### ○川上委員

さっき言ったのは、もう答弁変えれとか言うつもりはないけど、もうその程度かという感じですよ。今後はまだ早い。そのときに何があったのかというのは時系列で押さえていって、そして責任が、一番の責任がどこにあるのかね、なぜそういうことが起こったのか、感染症対策との関係で掘り下げていかないと、第2波に間に合わないでしょう。PCR検査体制が1個しかあるいは2個ぐらいしかない中で、高齢者の方に熱が出たら病院行ってくださいと、検査を受けてくださいと言われない現実が一方ではあったりして、そういうことも総合的によく考えて、だから、あなた方はPCR検査体制が極めて不十分な状態の中で、意図的にこれを遅らせたのかと言われたらどうしますか。だから、今後のことを言う前に、本当に深く、深く今後に生きる教訓を、引き出してもらいたいと思います。質問を終わります。

### ○委員長

ほかに質疑はありませんか。

### (なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

#### ○川上委員

私は、「議案第77号 飯塚市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」に賛成します。だけど、今質疑で指摘したような、極めて重大な問題が飯塚市政運営上潜んでいる。また、コロナ対策危機管理上潜んでいると思います。この点については、本会議でもう少し整理して述べたいと思います。

### ○委員長

ほかに討論はありませんか。

### (なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第77号 飯塚市後期高齢者医療に関する 条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

#### ( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。 暫時休憩いたします。

# 休 憩 11:59

## 再 開 12:58

委員会を再開いたします。

川上委員から、「白旗山、金比羅山の乱開発について」、「日鉄ボタ山跡地土砂処分について」、「関の山の環境保全について」、「新体育館について」、以上4件について、所管事務調査をしたい旨の申し出があっております。川上委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。川上委員に発言を許します。

## ○川上委員

「金比羅山と白旗山におけるメガソーラー開発と自然環境保全について」、まず提案いたします。まず金比羅山についてであります。三郡山の麓で水田の広がる筑穂地域、飯塚市馬敷にある金比羅山における日本エネルギー総合システム、代表取締役、黒淵裕美。本社が香川県高松市林町1964の1によるメガソーラー開発については、森林法に基づき、開発中止または期間を定めて復旧に必要な行為を命ずる内容の監督処分を求める陳情が、5月15日、地元住民から県議会議長宛てに提出されました。また5月28日には、安全確認を求める陳情が続いて提出されました。原因には、昨年7月21日、開発地から大量の土砂を含む雨水の流出が確認されたことをきっかけに、この業者が調整池完成前に森林伐採を行ったとして、福岡県が林

地開発許可条件違反、したがって森林法違反として、文書による行政指導を行い、九州経済産 業局長に通告を報告したこと、さらに、ことし3月27日、気象庁記録で十数ミリ程度の降雨 で土砂を含んだ雨水が、そのまま流出したことから、県の指導を受けた変更防災計画図に従っ ていないことが確認され、5月3日には、同程度の降雨による土砂を含んだ雨水が調整池に流 れ込まず、開発地進入路からあふれ出た事実があります。これらの陳情の直後の5月29日、 福岡県は再度土砂が流出しないよう、仮排水施設の設置と調整池に堆積した土砂の除去を指導 したとのことであります。本市自然環境保全条例は、不適正な事業活動の防止、第14条、報 告及び立入調査、第15条、指導及び勧告、第16条、必要な措置等、第17条、公表、第 18条を規定しています。この際、メガソーラー開発行為について、条例に基づき、適切な指 導をどう進めているか、飯塚市議会のルールにより、所管事務調査をするものであります。次 に、白旗山についてです。住民説明会をコロナ危機とは無関係に投げ出しており、住民はもち ろん、行政も事態を把握できない状況にあります。ノーバル・ソーラーについては、もう発電 しているのか、送電ルートの協議はどうか、調整池は地下からの湧水を処理できているのか、 降水確率30年に一度の大雨に本当に対応できるのか、それを超える予想のときの避難体制は、 自然環境保全条例の手続はどうなっているかが問われるところであります。アサヒ飯塚メガ ソーラーについては、工事のスケジュールはどうなっているか。調整池に工事中の調整池に水 が大量にたまっているがどうなるのか、送電ルートに関する協議はどうか、課題は山積みのま ま、住民はこの悪質な業者に対して行政は何をしているのかと憤りを高めています。アサヒ飯 塚メガソーラーに対しては、福岡県は、住民説明会の開催を求めるのに、担当課長補佐が現地 に行って、名前もわからない、役職もわからない、作業服を着た職員に申し入れをしたと言い 放つありさまです。これに対して地元自治会は、県知事名の文書で事業者の最高責任者に申し 入れをするように要求していますが、いまだに実現していません。一方、飯塚市の取り組みは どうでしょうか。前市長は住民同意のない工事は認められないとの立場を表明し、当時の事業 者である一条工務店、及び悠々ホームの社長、それぞれに手紙を出して、面会を申し入れまし た。片峯市長は、アサヒ飯塚メガソーラーの最高責任者が誰で、本体がどこにあるのか、また 実態があるのか、把握しているでしょうか。合同会社アサヒ飯塚メガソーラーは、法人番号は、 指定日が2018年4月18日で、本社を同日、岡山県玉野市築港5丁目7番3号に新規設置 し、2018年9月6日に東京都港区元赤坂1丁目1番7号に変更した後、さらに、 2020年3月16日に東京都南区芝公園1丁目2番9号、花井ビルディング5階ベクトロ・ クワトロ・ジャパン株式会社内に変更しています。その中核事業体であるGSC・GK・JP N001合同会社は、2018年10月31日新規設立で、本店所在地は東京都港区赤坂4丁 目7番地14号で、2018年11月12日には、東京都港区元赤坂1丁目1番7号に国内所 在地を変更し、さらに2020年3月16日に東京都港区芝公園1丁目2番9号花井ビルディ ング5階ベクトロ・クワトロ・ジャパン株式会社内に国内所在地を変更しました。資本金は 1万円です。法人登記簿によれば、業務執行役員は、GSCソーラーファンド1インクで、カ ナダ・オンタリオ州ミシサガ・エアポートロード5935・スイート210、代表社員GSC ソーラーファンド1インク、カナダ・オンタリオ州オークビル・サニーハースト・クローズ 2516、職務執行者アジーム・エム・クレシとなっています。ベクトロ・クワトロ・ジャパ ン株式会社は、昨年12月、アサヒ飯塚メガソーラーが市にメールで送付した資料の中にある 名前です。法人登記簿によれば、2013年5月20日設立、本店所在地は東京都港区西新橋 2丁目17番2号HF虎ノ門ビルディング5F、後2016年10月1日、東京都港区東麻布 2丁目21番地7号へ移転、資本金100万円、再生可能エネルギーを利用した電力関連プロ ジェクトに関するコンサルティングが目的の2に記載されています。代表取締役は、デ・ミゲ ル・ゴンザレス・ホルへ、東京都中野区中央1丁目20番29号、マッティ・シモネ、スペイ ン国マドリッド市エスプロセダ通り34番D、キエリコーニ・セルジオ、イタリア国セスト・

サン・ジョバンニ市アルベルト・ファルク通り4番16、カリオン・デ・ロレンソ・アントニオ、スペイン国マドリッド市セラノ通り27の3号、グランデ・ビットリオ、イタリア国セスト・サン・ジョバンニ市アルベルト・ファルク通り4番16、アルバレス・ロペス・ウゴ、スペイン国マドリッド市ドン・ラモン・デ・ラ・クルス通り53番1階2、ハセンシオ・マリン・フランシスコ・ハビエル、スペイン国ハエン県ウエサ市イグレシア通り45番と変遷し、5月7日現在、代表取締役は3人ということのようです。本市の自然環境保全条例にかかわる当事者として、法的な代表者が一体誰なのか明らかにすることは、地域の自然環境、生活環境、さらに生命と身体、財産を守る上で、今なすべき第一の課題です。したがって、第1に事業者の実態、第2に自然環境保全条例による市の指導の実態、第3に地域住民の生命、身体、財産を守る対策について、調査するものであります。

2つ目の筑穂元吉の日鉄ボタ山跡地土砂処分と自然環境保全条例についてです。野見山産業 が行うこの事業ですけれども、西日本豪雨によって、のり面が大きく崩壊し、2年たっても、 土のうが積まれただけでまともな手当てもしていない箇所付近で、先日の雨で再び災害が生じ ています。浦田地域に面する東側では、当初計画にはない大型土のうが積み上げられ、しかも、 劣化が進んでいます。国にも通報しましたけれども、状況を調査したいと言うばかりで動きは ありません。福岡県はたびたび指導したとしていますが、防災工事を先行させる許可条件が守 られておらず、周辺住民と通行者にいつ災害が及ぶかわからない状況のまま、ことしの豪雨の 季節を迎えたわけであります。この開発を進めている野見山産業は、開発行為着手に当たり、 市の自然環境保全条例の手続を怠っていたことが後に明らかになりましたが、どういうわけか、 市は条例に基づくペナルティーを与えませんでした。それどころか、福岡市や福岡県、一部飯 塚市の公共工事で発生した大量の残土をピラミッド状に積み上げた違法行為に対しても、土砂 撤去と原状回復を要求しませんでした。こうした中で福岡県は、違法な土砂処分を追認するた めに、許可区域の拡張変更を認めたのであります。西日本豪雨で災害が発生する2日前の7月 4日、地元住民が県庁に出かけて抗議した、まさにその日のことであります。事業者が自然環 境保全条例の手続を中途で投げ出す中で、市は県の許可に対抗して、自然環境保全条例の手続 が終わるまでは、土砂搬入をしないよう市長が文書で申し入れをしました。しかしその後、膨 大な量の土砂が福岡都市圏方面から持ち込まれ、福岡県が指導する高さを大きく超えてまでも 巨大に積み上げられましたが、福岡県はこの追認を繰り返したのであります。その後、地元自 治会、嘉穂区自治会が、申し入れを繰り返す中で、福岡県は、持ち込み予定量を超えているか 否か確認するまで、土砂の持ち込みをしないようにとの指導を行いました。しかし、この間、 本市に提出した事業計画にあるとおりの防災工事は、一貫して行われておりません。なお、福 岡県が土砂の持ち込みを認めない指導を行うのとリンクして、県の許可によって、隣接敷地に おいて地域デイケア施設用地造成工事が進められ、無規律に土砂が、驚くほどの高さに積み上 げられ、災害の危険が増しています。自然環境保全条例に基づく指導がしっかり行われないこ とが、用地造成開発行為を理由にした事実上の土砂処分が継続されていることは重大でありま す。こうした点について、既に平成29年夏、国土交通省は建設発生土の処分について、技術 的マニュアルをつくり、各地方自治体に送付しているわけであります。きょうの所管事務調査 は、第1に本市が自然環境保全条例に14条以下の規定に基づいて、どういう指導したのか。 第2にこの現状を地元住民にどう説明し、危険回避のために、何をなすつもりか明らかにする ものであります。

3つ目は、関の山の環境保全についてであります。自然環境保全条例は、目的、第1条で、「この条例は、自然環境の変化が市民の生活環境に対する不安を招いている現状にかんがみ、市と市民が連携して、自然環境に重大な影響を及ぼす事業活動を未然に防止することにより、自然環境を保全し、もって安全な生活環境を守ることを目的とする。」としています。飯塚市議会が3月定例会で、市が所有する石灰石に関する2つの鉱業権の放棄を可決したことから、

既に事業者が鉱業権取得の申請を行い、現在、審査が行われていると考えられます。鉱業権取 得を目指してきた関の山鉱山株式会社の動きは活発化しています。この鉱業権の設定にかかわ る土地は、市有地と民有地があります。その多くは保安林に指定され、水源の涵養や災害防止 に貢献しているところであります。市は、鉱業権の行使による公共の利益のために、市有地を 売却すると片峯市長が主張したことがあります。ここで、採掘が実施されると粉じん、騒音、 振動、大気の汚染の環境悪化が始まり、水源の涵養林が大地ごと奪われ、災害の発生にもつな がりかねません。もちろん庄内の心のシンボルを壊すのを許してよいかという重大な問題もあ ります。重ねて言いますが、自然環境保全条例は、「自然環境の変化が市民の生活環境に対す る不安を招いている現状にかんがみ、市と市民が連携して、自然環境に重大な影響を及ぼす事 業活動を未然に防止することにより、自然環境を保全し、もって安全な生活環境を守ることを 目的とする。」としています。この飯塚市がとるべき当然の立場は、第1に市議会が既に請願 を採択したところですが、市有地売却を行わないこと。公共の福祉に係ることであります。第 2は、関係大臣及び県知事に、鉱区禁止地域の指定請求を行うよう申し入れるとともに、第 3に、時を同じくして九州経済産業局長に、鉱業権取得申請を受理せず、または許可しないよ う急ぎ申し入れることだと考えます。きょう提案の所管事務調査は、①自然環境の変化が市民 の生活環境に対する不安を招いている現状を深く捉える。②市と市民と連携する、この立場を 市が確立する。③自然環境に重大な影響を及ぼす事業活動を、後からではなく未然に防止する、 その覚悟、手だてについて、どう市が考えておるのか調査するものであります。

4つ目は、新体育館であります。第1は不透明になりつつあるスケジュール、供用開始までのスケジュール、第2は総事業費、第3はスポーツ関係者及び市民避難所としての機能があるわけですから、市民全体のそういう意味での利用者の意見、4、現在の第1体育館を失うことになる地域住民の皆さんの声をどう把握し、どう協議をしているのか。5、現施設の耐震補強を緊急に行い、避難所としての機能を維持する、この点についての調査であります。

## ○委員長

お諮りいたします。本委員会として、「白旗山、金比羅山の乱開発について」、所管事務調査を行うことに、賛成の委員は挙手願います。

### ( 挙 手 )

賛成少数。よって、所管事務調査を行わないことに決定いたしました。

お諮りいたします。本委員会として、「日鉄ボタ山跡地土砂処分について」、所管事務調査 を行うことに、賛成の委員は挙手願います。

### ( 挙 手 )

賛成少数。よって、所管事務調査を行わないことに決定いたしました。

お諮りいたします。本委員会として、「関の山の環境保全について」、所管事務調査を行う ことに、賛成の委員は挙手願います。

### (拳手)

賛成少数。よって、所管事務調査を行わないことに決定いたしました。

お諮りいたします。本委員会として、「新体育館について」、所管事務調査を行うことに、 賛成の委員は挙手願います。

# ( 挙 手 )

賛成少数。よって所管事務調査を行わないことに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から5件について報告したい旨の申し出があっております。報告を受けることに、ご異議ありませんか。

# ( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市人権問題市民意識調査について」、報告を求めます。

## ○人権・同和政策課長

「飯塚市人権問題市民意識調査について」、調査結果がまとまりましたので、報告をさせていただきます。初めに、提出させていただいております資料、飯塚市人権問題市民意識調査報告書をお願いします。提出させていただいている資料は全部で226ページですが、これは余白や目次、表裏表紙を含んだもので、報告書そのものは210ページになります。

初めに資料の9ページをお願いします。資料の9ページから12ページについてですが、こちらは本調査の概要を掲載しております。調査対象は18歳以上の市民で、3千人を抽出し、昨年9月10日から10月9日までを調査期間とし、回収数は1208人、回収率は40.3%でした。回答をいただいた性別では、女性52.2%、男性44.7%で7.5ポイント女性が高くなっております。なお、性別でその他を選択された方は、2人でございました。回答が最も多かった年齢層は70歳から79歳までで、70歳以上の回答者数を合計しますと回答者全体の34.1%が70歳以上の方からの回答となっております。

次に調査結果について、ご説明いたします。この調査は大きく4つの章に分かれ、第1章が人権全般について、第2章が部落差別問題について、第3章はさまざまな人権について、第4章は啓発活動についてとし、各章7問から10間の設問を設け、自由意見を含め1章から4章までで32間の設問を設けております。また、第1章から第4章の回答を組み合わせ、より詳細にデータを読み取るクロス分析を第5章として記載しています。報告は各章のまとめに沿ってさせていただき、一つ一つの設問毎の説明は省略させていただきます。

それでは、第1章、人権全般について、資料の39ページをお願いします。こちらは問1から問8までの第1章 人権全般についての回答結果に関するまとめとなっております。人権全般に関する質問の回答結果では、性別による回答傾向や人権侵害を受けた時の相談傾向、法や条例の認知度、結婚への考え方、人権研修の受講状況について考察が示されており、研修や啓発による法や条例の認知度の上昇が期待できる数値として住民の約35%という数値が示されています。

次に第2章、同和問題(部落差別問題)について、資料72ページをお願いします。部落差別問題に関するまとめでは、部落差別問題解決のための課題に対する認知度や、知識や情報の習得状況・習得機会、また寝た子を起こすな論を初めとする差別される側に問題があるとする回答状況への考察、部落差別解消の取り組みから生まれた教科書無償や戸籍・住民票の閲覧制限といった制度や仕組みに対する認知度について、前回調査との比較が可能なものについては、そういった比較を踏まえながら考察がされています。また結婚観に対しては、意識の一定改善がされたことは間違いないが、同和地区出身者との結婚を忌避しようとする意識が完全に根絶されているわけではない以上、その解消に努めることは、今後の教育や啓発にとって最大の課題と言えるというふうに考察されています。

次に第3章、さまざまな人権問題について、資料96ページをお願いします。さまざまな人権問題では、女性の人権、子どもの人権、高齢者の人権、障がい者の人権、インターネット上の人権、外国人の人権、性的少数者の人権の7つの人権について、各人権ごとに設問を設定し回答をいただいております。設問では複数の回答選択肢を用意しまして、「問題であると思うもの」を選択肢の中から複数選択も可として選択していただくものでございます。選択肢の中には「特に問題と思うことがらはない」という選択肢もあり、まとめにおいては、それぞれの人権問題に対する興味・関心の高さは「特に問題と思うことがらはない」と回答した方の割合を比較することでよくわかるというふうになっています。「特に問題と思うことがらはない」が最も少なかった人権問題は、高齢者の人権で2.7%、次いで子どもの人権3.1%、インターネット上の人権4.1%となっています。逆に「特に問題と思うことがらはない」が最も多かったのは外国人の人権で17.1%、次いで性的少数者の人権13.3%、女性の人権12.3%となっており、それぞれ考察が述べられております。

次に第4章、市が行っている啓発活動について、資料116ページをお願いします。市が行っている啓発活動についてでは、人権問題に関する知識情報を得る上で役立っている情報媒体や、利用したことがある市が提供・実施する各種事業、また今後の人権施策で重要と思うものについての設問となっています。まとめにおいては、若年層や子育て世代に対する情報宣伝手法の工夫、参加を促すような内容づくりが望まれ、また求められていると考察されております。さらに多くの人たちが啓発行事に参加するよう広める工夫、人権課題に対する認識を深める重要性について提起され、一つの手法としてPTAの人権研修、企業内人権研修との連携が示されています。

最後に、第5章のクロス分析ですけれども、クロス分析とは2つの設問の回答を掛け合わせることで、より詳細にデータを読み取る分析で、資料117ページから145ページが分析結果となっています。

次に、資料の147ページをお願いします。資料147ページから206ページは資料編としまして、アンケートの回収状況を含む各設問の回答状況をグラフ化しております。

最後に資料207ページをお願いします。資料207ページから223ページは本調査の配布先に郵送しました協力依頼と調査書、お礼状を兼ねた未回答者に対する協力依頼となっています。

以上が、飯塚市人権問題市民意識調査の報告となります。本調査結果につきましては、本年 度改訂を行う飯塚市人権教育啓発基本指針にその結果を十分反映させていきたいと考えており ます。

また、本日提出させていただいております資料「協働環境1-2 飯塚市人権問題市民意識調査について(人権・同和政策課)2」は、本調査結果の概要版であります。概要版につきましては、啓発等で利用するため、カラー刷り12ページとしております。以上、飯塚市人権問題市民意識調査の報告を終わります。

## ○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

#### ○川上委員

これは、今後どういうふうに利用するお考えですか。

### ○人権・同和政策課長

この結果につきましては、本年度改定を行う飯塚市人権教育啓発基本指針、こちらのほうは 本調査結果を踏まえ、改定作業を進めていくこととしております。また、概要版のほうにつき ましてでございますけれども、概要版につきましては、各種啓発等で使用していくことと考え ております。

# ○川上委員

その啓発指針はどういうところで、どういう流れで作成していくのですか。

## ○人権·同和政策課長

飯塚市人権教育啓発基本指針の策定につきましては、策定委員会のほうを立ち上げまして、 その策定委員会の中で、本調査結果を踏まえながら策定を進めていくような形で考えております。

### ○川上委員

スケジュールはどうなりますか。

#### ○人権・同和政策課長

まず分析と課題の整理、今回の調査結果ですけれども、こういったものを今月中には終わらせ、また原案の策定作業や修正、こういったものを今月半ばから取りかかり、全ての作業が終わるのが、現在、12月末を目指して進めているところでございます。

## ○川上委員

その12月末に、策定公表ということですか。

# ○人権·同和政策課長

飯塚市人権教育基本啓発指針の発表、公表でございますけれども、策定を終えましたら、そのあと内部的に本部会議、内部の決裁なども仰ぎまして、公表ができるのは、多分年明けになってくるというふうに考えております。

### ○川上委員

策定委員会は、どういうメンバーで構成しますか、何人。

# ○人権 · 同和政策課長

庁内の関係各課での構成ということで考えておりますけれども、こちらのほうはまた必要に 応じまして、外部団体等の参加をもあわせて検討しているところでございます。

### ○川上委員

念頭にある外部団体というのは、どういうところですか。

### ○人権 · 同和政策課長

こちらのほうは、外部団体として検討しておりますのは、市民意識調査の検討委員会のときに検討委員というふうになっていただきました、例えば部落解放同盟飯塚市協議会であるとか、NPO法人であるとか、NPO法人人権ネットいいづかであるとか、また男女共同参画ネットワークであるとかいうふうな外部団体というのがありますけれども、まだ、そちらのほうまで含めて検討委員会を立ち上げるかどうかというのは内部でまだ調整中でございます。

## ○川上委員

もしそうなれば、そういうこれは自作自演というほかはないわけですけれども、この基本指針ができると、啓発事業がありますね。アンケート活動をつくったところ、アンケート活動に参加したところ、それから策定委員会に参加するところは、従来のように、その事業を委託を受けるべきではないと考えるけれども、どうしますか。

## ○人権・同和政策課長

検討委員会のほうのことを委員がおっしゃられているという前提で、ちょっと答弁のほうを させていただきたいと思います。検討委員会の策定委員のほうに市民意識調査の策定委員の委 員を入れるべきではないというふうな前提であるのであれば、内部的にもまだそこについては、 調整中でございますので、そういったご意見も踏まえながら、検討のほうを進めていきたいと 思います。

#### ○川上委員

私が言ったのは、アンケート活動をやっているところに参加したところが、基本指針の策定にも関与し、そして啓発事業を請け負っていくと。これだと、パソナみたいな感じなってきますよね。国の事業におけるパソナ、竹中平蔵氏のパソナがかかわっていっているようなことになっていくんじゃないかと。アンケート活動に参加し、集約活動に参加し、そして啓発推進基本指針づくりに参加した者が、その事業をこれまでのように10年間で5億円近く、独占的に随意契約で受けているわけですけれど、こういうのは難しいと思うけど、難しくないですか。

## ○人権·同和政策課長

あくまでも、市が作成主体となります基本指針でございます。おっしゃられるように策定委員の中に、そういった今委員がおっしゃられるようなことが好ましくないというふうな委員のほうからのご意見ではございますけれども、あくまでも市のほうは、広く人権というふうな考え方に立って、策定のほうを進めていきたいというふうに考えておりますので、今心配されるようなことはないというふうに考えています。

# ○川上委員

何がないとおっしゃったんですかね。そのアンケート活動、集約活動、それから基本指針策 定作業に参加する者は、それはいいかどうかは別としても、事業をやること自身がどうかとい うのもあるんだけれど、市がこれまで啓発活動を委託してきていましたよね。10年間で5億円くらいかけて。それを、今回は啓発事業を委託することはないから心配するなという答弁だったんですかね。

## ○人権・同和政策課長

ないというふうに私が答弁差し上げたのは、委員のほうが先ほど言われた、市のほうの啓発事業を請け負っていて、請負金額もろもろのことを委員のほうがおっしゃられて、そういったところの事業者の方が計画策定に入っていくことについて問題はないのかというふうにおっしゃった部分について、問題はないというふうに考えておりますというふうな答弁でございます。〇川上委員

問題あるよ。それで、そもそも、このアンケート活動は法的には何に基づいてやっているんですかね。

## ○人権・同和政策課長

今回行いました飯塚市人権問題市民意識調査の実施につきましては、本市のほうで平成30年4月から施行しました飯塚市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例の第7条のほうに基づき実施のほうをさせていただいております。

## ○川上委員

その第7条をちょっと読み上げてみてください。

### ○人権・同和政策課長

第7条、実態調査、市は差別をなくすための施策の実施に資するため、その実態に係る調査 を行うものとする。

## ○川上委員

実態調査でしょう。それ、意識調査とは書いてないでしょう。これ意識調査だから、その 7条を引っ張ってくるのは難しいと思うんだけれど、どういうことですかね。

## ○人権·同和政策課長

実態調査というのは、生活実態調査、また意識の実態調査ということで考えております。そのため、今回行いました実態調査は意識の実態調査ということで捉えております。

### ○川上委員

意識の実態とか書いてないでしょう。なぜ書いてないことを、書いてないのに、そこにあると言い張ってやるのか。つまり、ほかに法的に寄って立つべきものがないからということだと思います。しかも、これについて言えば、どのようにそれを行ったかというのをあわせて問われてくるんですよ。これは、委託をしたでしょう。今まで福岡教育大学の先生に委託していたのをそうではないところに委託しましたね。どこでしたかね。

### ○人権・同和政策課長

飯塚市人権問題市民意識調査の委託先は、福岡県人権研究所になります。

## ○川上委員

この団体は全国にも類似団体がありますけれど、国において、今度の市が条例を改正したけれど、そのもとになる法律をつくれと言って運動した団体ですよね。国において法律をつくれという運動した団体です。それに基づいて、解放同盟は別建ての法律を条例を要求したけど、あなた方と談合して、従来の条例に頭書きを加えて、部落差別だけを突き出すような形にしていったということなんだけど、自分たちが運動して法律をつくり、そしてこういうアンケート活動ができるメンバーを集めて、研修会までしているというのを自分でホームページに書いていますよ。自治体から、そういう委託が来るでしょうと。これは、何て言っていいかわからないけど、私の言葉で言えばパソナ現象と。自分で事業をつくり出し、行政の事業をつくり出し、そして自分が受けていくという。それも問題なんだけれど、しかし、それは人権研究所がフリーにいろんなことができたわけではないですね。飯塚市の委託だから。全体を監修する機関

を、飯塚市はつくったと思うけど、何という委員会でしたかね。

## ○人権・同和政策課長

本市のほうで設置させていただきました人権問題市民意識調査に対する委員会名でございますけれども、飯塚市人権問題市民意識調査検討委員会というものでございます。

## ○川上委員

どうしてそういうものをつくったかというのもあるんだけれど、その役割は要綱では何となっているんですか。

# ○人権・同和政策課長

役割でございますけれども、1点目、市民意識調査の調査時期及び調査期間に関すること。 2点目としまして、市民意識調査の内容の検討に関すること。3、市民意識調査の集計結果の 科学的把握及び分析に関すること。前3号に定めるもののほか、設置の目的を達成するために 必要なものということで、市民意識調査を円滑に実施するということで設置をしております。

### ○川上委員

市には人権・同和政策課という担当課があって、そこが窓口になって福岡県人権研究所に、 私に言わせればしてはいけないと思う、意識調査を委託して、この双方の関係で完結するので はなくて、別の検討委員会というのをつくる意味がわからない。①②③④があったけど、その 内容は全て市が責任を持って、業者というか、人権研究室との間で完結できる内容じゃないで すか。時期の設定とか、なぜそんなのがいるのかなあ。責任者は誰ですか。

### ○人権・同和政策課長

責任者というよりも、この検討委員会におきましては、委員長を選出しております。その委員長は、部落解放同盟飯塚市協議会委員長が就任されておりました。田中博文氏になります。

### ○川上委員

その中に、NPO人権ネットいいづかは入ってないですか。

# ○人権·同和政策課長

特定非営利活動法人人権ネットいいづかより1名、こちらのほうの検討委員会に入っていた だいております。

### ○川上委員

なぜ入れているんですか、そのNPOを。

### ○人権・同和政策課長

広く人権に関してご意見をいただくために、こちらのほうに入っていただいております。

#### ○川上委員

去年というか、前年度は業務委託していなかったんですかね。

## ○人権 · 同和政策課長

昨年度、人権ネットいいづかのほうに業務委託は行っております。

### ○川上委員

業務委託をして特定の利害関係にある団体、そしてあなた方の言明で言えば、ほかに適当な 団体がいないので、随意契約を十何年もしてきた団体。しかも今後、それに代わる団体があら われるとは想定しがたい団体ですよ。市の公正な市政運営という点からいうと、これはまとも なんですかね。

## ○人権·同和政策課長

確かに業務委託のほうは、人権啓発について行っております。しかし、今回こちらのほうに入っていただいたことにつきましては、全くの業務委託の形とはまた別な形になりますので、その中で業務委託を行っているからといって、何がしかの不適切なことがあったということは全くございませんので、問題はないというふうに考えております。

# ○川上委員

私は不適切なことが、あなたが何を想定して不適切と思っているかわかりませんけれど、そ ういう形自身が不適切でしょう。電通の天上がり事件を知っているでしょう。電通は、国の対 策本部に事務局に派遣したじゃないですか、2人も。そうして、今度の電通事件が起こったわ けでしょう。どういう因果関係があるかわかりませんが。だから普通、世間では通らないよう なことが、なぜ飯塚市の人権・同和行政の中では通用していくのか。部落解放同盟飯塚市協委 員長は、もともと合併前は、部落解放同盟嘉山地協でしょう。人権ネットいいづかを長く理事 長をしている人は、旧飯塚の部落解放同盟市協議会の責任者でしょう。これは人権ネットいい づかという名称に変わったかもしれないけれど、もともと部落解放同盟中央の方針で、全国的 にNPOをつくりましょうと。啓発についての事業を委託していきましょうということに方針 が出されているでしょう。それ基づいて、十何年間かやってきて、その間の委託料が総額で 5億円という、部落解放同盟の5億円の補助金とはまた別にですよ。そういう事態になってい るわけです。こういう中で、同和問題というか、部落差別問題という概念を突き出して、質問 の中で、その問題に特別に力を入れてやっているじゃないですか。そこから今後の本来の本市 の人権に関する事業が正当に行われるかどうかは、極めて深刻な問題が含まれていると思いま す。それときょうは、6月23日でしょう。沖縄慰霊の日ですよ。人権に対する最大の敵は戦 争じゃないですか。人間同士が殺し合う。これはなぜそうかというと、国というものが、殺し 合いを強制するわけでしょう。最大の犯罪、人類の人類に対する犯罪よね。これが、今のコロ ナ危機の時代に、午前中も少し述べましたけれど、一般質問でも言った、人間同士の心の中の 問題よりもっと深刻なのは、行政権力による個人の尊厳を侵す行為ですよ。今度のことが、行 政権力をかさに着て、利権を我が物とし、差別だとか人権とかいうことを、そのために使おう というのであれば、到底許しがたいわけだけど、この今のシステムは、そうなりかねない問題 がないのかということをきょうは指摘して終わります。

#### ○委員長

ほかに質疑はありませんか。

## (なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負変更契約について」報告を求めます。

### ○健幸・スポーツ課長

新体育館建設敷地造成工事の変更契約締結について、ご報告いたします。本契約は昨年9月 13日の当委員会におきまして、契約の締結として、ご報告しておりました「新体育館建設敷 地造成工事」につきまして、元契約金額1億523万3700円から1250万5900円を 増額いたしまして、変更契約金額を1億1773万9600円とするものでございます。変更 契約の概要といたしましては、地下貯留施設等の施工に際し、旧施設の埋設構造物と雨水構造 物が確認されましたことによる撤去費用の増額及び造成工事における表土はぎとり土砂に雑草 が繁茂していたため、当初予定していた残土処分場への搬出から一般廃棄物として処分を行っ たことにより増額となったものでございます。以上、簡単でございますが、説明を終わります。

## ○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

#### ○川上委員

変更した分の内容と金額をちょっと説明してください。

#### ○十木建設課長

内訳でございますけれども、施設の構造物の産業廃棄物の処理、土工も含めまして710万 円、構造物の撤去にかかる費用350万円となっております。

### ○川上委員

その産業廃棄物はどこに出しているんですか。

### ○十木建設課長

搬出先でございますけれども、コンクリートの構造物、有筋の産業廃棄物は、株式会社共立 砕石所、無筋の産廃処理は、サカヒラコンクリートリサイクルセンター、雑草につきましては、 株式会社ウィードのほうに搬出しております。

### ○川上委員

その700万円が3つに分かれていったということですかね。サカヒラは、どこにどのぐらいの量ですか。

○土木建設課長

無筋のコンクリート構造物としまして、330立米搬出しております。

○川上委員

どこに持っていたんですか。

○土木建設課長

サカヒラコンクリートリサイクルセンターでございます。

○川上委員

それはどこにあるんですか。

○土木建設課長

詳しい住所のほうは、今、手元の資料にございません。

○川上委員

マニフェストというのを市はつけるんですか。

○十木建設課長

全て書類も提供いただいております。

○川上委員

そのマニフェストで市が出す産業廃棄物がどこに行くかわかるでしょう。なぜ答弁できないんですか。住所を聞いているんですよ、サカヒラの。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:03

再 開 14:14

委員会を再開いたします。

○土木建設課長

先ほどの搬入先でございます。株式会社サカヒラコンクリートリサイクルセンターの搬入先 の住所は、飯塚市潤野1217番地の1でございます。

○川上委員

九特興業と同じ住所ですね。それで、なぜ3者に分けるんですか。

○土木建設課長

廃棄物の処理につきましては、指定されております処分場を業者のほうが選んで搬出するということになります。

○川上委員

それでは、事の起こりから今日に至るまでの経過を、時系列でちょっと説明してくれますか。 〇土木建設課長

この施設は、陸上競技場の前がオートレース場の施設でございました。当初、埋設の構造物については把握しておりました部分については、計上しておりましたが、当時の正確な図面、この点が不明であり、実施に際しまして、暗渠の排水管、ます、そのような防護柵の基礎等の構造物が発見されまして、撤去にかかる費用、その分の算出になったということでございます。表土のはぎ取りの際、土砂を残土処理として計上しておりましたところ、雑草について一般廃

棄物の取り扱いとなり、運搬処分の増額となったということで、詳しい時系列については、すみません、今、手元に資料は持ち合わせておりません。

### ○川上委員

一つ一つ聞けということですか。その構造物がありますよというようなやりとりから始まっていくんですか。それとも、こういうのがあってこういうふうにやる必要がありますよということで、工事関係者とやりとりをしたのがいつになるのかとか、そういうことから聞いていくんですか、私が。報告しに来たんでしょう、協働環境委員会に。何で資料を持ってきていない。一応耳に入れときますよという報告なんですか、これ。報告したら質問をするというのはわかっているじゃないですか。何で資料を持ってきていないの。取りに行けばいいじゃない。待っているから。

## ○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:18

再 開 14:22

委員会を再開いたします。この件については、一旦保留をいたしまして、次の報告にまいりたいと思います。

次に、「第3次飯塚市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の策定について」、報告を求めます。

## ○環境整備課長

地球温暖化対策の推進に関する法律第4条第2項に基づき、「第3次飯塚市地球温暖化対策 事項計画(事務事業編)」の策定を行いましたので、報告いたします。本計画につきましては、 平成27年度に策定しました「第2次飯塚市地球温暖化対策事項計画(事務事業編)」に引き 続き、市所管施設における事務事業に伴う温室効果ガスの排出量の削減を行うことを目的とし ております。

資料1の1ページから2ページをお願いいたします。ここでは、地球温暖化の現状について、 国内外の動向について記載しております。

続きまして3ページから7ページをお願いします。第2次計画では、平成25年度を基準年度とし、目標年度であります平成31年度の温室効果ガス排出量、対25年度比の5%削減を目標に取り組んでまいりましたが、平成28年度からは、既に削減目標を達成しておりました。平成27年度のパリ協定における採択目標に向けた更なる取り組みを推進するため、国の「地球温暖化対策計画」及び「政府実行計画」に基づき、2030年度(令和12年度)までの中期目標、温室効果ガスの対25年度比排出量の40%の削減を目標としており、本第3次計画での排出量削減についても同率の削減目標としております。あわせまして、計画の期間につきましても、同期間(11年間)とさせていただいております。

続きまして8ページから10ページ及び資料2をお願いいたします。温室効果ガスを削減する取り組みとしては、①日常業務に関すること、②施設・設備の保守・管理及び運用改善に関すること、③設備・機器の導入・更新に関すること、④再生可能エネルギーに関すること、及び⑤その他の取り組みとして、リサイクルの推進やグリーン購入の推進に関することなど、5項目に取り組むこととしており、そのうち今年度、特に取り組む内容としまして、資料2にお示しします15種類の項目について、市役所の各部局において、施設所管課のみならず職員一人一人ができる取り組みも実施し、温室効果ガスの排出量の削減に努めてまいります。

11ページから12ページをお願いいたします。最後に、取り組み状況については、毎年、 市ホームページにおいて、実施状況の公表を行うこととしており、あわせて、市役所内の関係 各課等で組織しております「飯塚市環境プラン推進会議」や「省エネルギー推進会議」を通じ て、持続的な改善を図りながら、本計画の推進及び進行管理を実施してまいります。以上、簡 単ではございますが、報告事項の説明を終わります。

### ○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

### ○川上委員

アメリカが離脱を表明していますけれども、そのことについて記載がどこかありますか。

## ○環境整備課長

国の目標とあわせた形で取り組もうというふうなことでございますので、市職員一人一人 が取り組む内容についてを、今回、実行させていただくこととなっております。

### ○川上委員

パリ協定のことを書いているから、COP21のことを書いているんでしょう。その後、アメリカが離脱したことについて、何か評価を書いているのかなということを聞いたんですよ。

### ○環境整備課長

特に記載はしておりません。

## ○川上委員

それは、どういう理由ですか。

### ○環境整備課長

先ほども説明をさせていただきましたが、国の削減目標というふうな形と追従した形で、今、 それを記載して目標とさせていただいているということでございます。

### ○川上委員

アメリカは、これにはかかわらないということを言っているわけでしょう。そしたら、日本はどうすることになっているんですかね。

### ○環境整備課長

申しわけございません。またこの計画につきましては、毎年見直すこととさせていただきながら、この実行計画の変更も、また、その都度報告をさせていただこうというふうに考えております。

### ○川上委員

これは、今度できたわけでしょう。5年前にできたわけではないんでしょう。だったら、今度つくったんだから、この間の重大な変化について記載し、市としてどう考えるかぐらいは書いていてもいいと思うんだけれど、書いているのかと聞いているわけですよ。

# ○環境整備課長

今、ご質問の内容につきましては、今後、記載の検討というふうな形をさせていただきますが、あくまでもこの計画につきましては、第2次計画を引き継いだ形で、その目標、温室効果ガスの削減率を、さらなる削減に取り組むというふうな形で目標とさせていただいている計画でございます。

## ○川上委員

そしたらなおのこと、アメリカがもうやめたと、中国がどうなるわけですか、そういう状況の中で、京都議定書以来のことなんだから、日本という国の果たす役割の重大さというのが、国際的に発信するというのもあるし、これは日本がどのように頑張るかということも、そういう書きぶりではないね。COP25はどうなったんですか。

## ○環境整備課長

すみません、ちょっと把握しておりません。

### ○川上委員

わかりました。そしたら、もうちょっと責任のある、市として、私が聞いたぐらいのことは 市民にも聞かれるじゃないですか。市として責任を持って説明できるようにしておく必要があ るし、覚悟もいるのではないですかね。

## ○委員長

ほかに質疑はありませんか。

## (なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。 次に、「公用車による交通事故について」報告を求めます。

### ○環境対策課長

公用車による交通事故発生について、ご報告いたします。資料をお願いいたします。本件事故は、令和2年6月8日月曜日午前9時27分ごろ、飯塚市芳雄町アップルハートリビング駐車場内において、環境対策課職員が粗大ごみの収集へ行き、駐車後、収集のため車両を離れたところ、サイドブレーキを確実にかけておらず、車両が動き出し、駐車場のフェンスに接触、フェンス土台を損傷させたものでございます。なお、この事故の損害賠償については、現在、相手側と協議を行っているところです。この事故の原因につきましては、職員の安全管理等への対応が十分ではなかったことによるもので、当該職員に対し厳しく注意し、本人も深く反省しております。今回、職員の不注意により、このような事故を起こしてしまったことに対し、深くおわび申し上げますとともに、他の職員に対しましても、危機管理意識と細心の注意を払って業務に当たるよう指導を徹底し、再発防止に努めてまいります。以上、簡単でございますが報告を終わります。

### ○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

### ○川上委員

環境分野の公用車の問題について言えば、パッカー車の停止が確実ではないために、坂道で動き始めて、死亡事故が起きるということが神戸でありましたよね。本市でも、そういうような自走というかしたことがあると思います。それで、ほかの担当課のほうでもそうと思うけれど、サイドブレーキを引いてなかったんですか。確実じゃなかったというのはどういうことだろう。どういうことですかね。引いてなかったのか。引いていたけれども、動いたのか。どういうことですか。

### ○環境対策課長

サイドブレーキを引いたと思っていたけれど、実際はちゃんとかかっていなかったというふうに聞いております。

#### ○川上委員

引いたと思っていたけど、引いてなかったということですか。ミッションですか。オートマなんですか。

### ○環境対策課長

ミッションで、サイドブレーキがかかるまで完全に引いてなかった状態だったと聞いております。

## ○川上委員

エンジンを切っているんでしょう。どこに入っていたんですか。バックに入っていたんですか。何に入っていたんだろう。

## ○環境対策課長

ニュートラルの状態だったと考えております。本来は車止めとかをつけて、絶対に動かないようにしなくてはいけなかったと思いますが、今後そういうことは徹底していきたいと思っております。

# ○川上委員

レバーはニュートラル、なぜですか。なぜ、ニュートラルなんですかね。そういうことになっているわけですか。

## ○環境対策課長

どこかにギアが入っていれば、車は動かない状態になると思いますので、動いたということは、ニュートラルの状態だったと思います。

○川上委員

それは、本人がそう言っているんですか。課長がそう思っているだけですか。

○環境対策課長

本人からどこにギアを入れていたかというのは聞いておりませんが、車が動いたということは、ニュートラルの状態だったと私が考えて、今、答えているところです。

○川上委員

そしたら、聞いていないんですね。ギアはどこに入っていたかを。なぜ聞かないんですか。

○環境対策課長

そうですね、もう少し詳しく確認すべきだったと思っております。

○川上委員

厳重注意と言ったじゃないですか。どういう注意をしたんですか。

○環境対策課長

今後、このようなことがないように、また車が動かないように停まったときは車止めを必ず するようにということと、本人に対しては、今度、交通安全の研修にも行かせるようにしてお ります。

○川上委員

交通安全の研修は、もう既に行っているでしょう。職員で、その研修を受けてない職員がいるんですか。

○環境対策課長

今度受ける研修は、個別に受ける研修で申し込みにする分の研修となります。

○川上委員

この間の飲酒運転なのかどうかわからないけど、飲酒状態で発見されたなどというのは、もう論外だけれど、今の報告事項は、死亡事故につながっている危険性のある事例と思います。 高齢者にしろ。それで、厳しくというが、厳しい必要はないと思うけれど、正しく指導することが大事じゃないかなと。大きい声出すとかなんとかとか言う必要ないじゃないですか。これは死亡事故になっていたかもしれないんですよと。ちょっとそういう意味では、もう少し、決まり文句で本会議場でもよく言ったりするけれど、何だったのかと、原因は。車止めは、車に積んでいたんですか。

○環境対策課長

車に積んでおります。

○川上委員

何て言われたんですか、積んでおりません、積んでおります。

○環境対策課長

積んでいます。

○川上委員

そしたら、積んでいるのになぜ使わなかったか聞いたでしょう。どういう返事だったんです か。

○環境対策課長

今回の回収するところが、粗大ごみの量が少なかったので、すぐに終わるかというところで していなかったと聞いております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

### (なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。 暫時休憩いたします。

休 憩 14:39

再 開 14:41

委員会を再開いたします。

次に、「新型コロナウイルス感染症対策の概要について」、報告を求めます。

# ○新型コロナウイルス対策室長

「新型コロナウイルス感染症対策の概要について」、報告させていただきます。最初に、新型コロナウイルス感染症対策の対策経過について、説明させていただきます。資料1をお願いいたします。資料の見方は、左から日付、その次の名称、内容は本市の取組を整理しております。右側は国の動向となります。なお、4月15日の全員協議会において、5ページまで説明しておりますので、今回は6ページ以降となります。また、本市の対策本部での協議概要については、当日議会事務局を通じ、議員の皆様にはご報告いたしておりますので、ポイントのみの説明とさせていただきます。

それでは、6ページをお願いします。4月14日に、第12回の対策本部会議を開催し、5月26日までに8回の対策本部開催しております。5月25日に緊急事態宣言が全て解除されたことを受け、新型インフルエンザ等対策特別措置法上、市の対策本部は廃止となっております。ただし、市としては、今後継続して新型コロナウイルス感染症対策が必要であるため、任意での設置を決めております。

次に、8ページをお願いします。5月1日に、市民向け及び事業者向けの各種対策窓口を設置するとともに、特別定額給付金の電子申請の受付を開始いたしております。

次に、10ページをお願いいたします。5月18日に、緊急事態宣言は解除されたものの、第2波への対応など、対応の長期化が予測されることから、新型コロナウイルス対策室を設置しております。また同日には、飯塚医師会が地域外来・検査センターを設置しており、より多くのPCR検査が実施できる体制が構築されております。以上、簡単ではございますが、対策経過について説明を終わります。

#### ○総合政策課長

続きまして、新型コロナウイルス感染症対策事業の実施状況につきまして、事業が各部局にまたがりますので、総合政策課のほうから一括して報告させていただきます。資料2をお願いいたします。新型コロナウイルス感染症対策事業につきまして、6月10日現在での実施状況をまとめたものになります。市の独自事業としまして、①事業継続と雇用維持の応援の視点、②市民生活維持の視点、③市民生活維持のため活動を継続している事業所の人々への応援の視点、④検済活動再開・地域経済回復の視点、⑤市民生活再開の視点、⑥相談体制の充実、⑦その他までの各視点から実施しております支援事業、及び国の支援事業として実施しております特別定額給付金、及び子育て世帯への臨時特別給付金の支給状況について、事業ごとに申請状況、決定件数、支給額等について記載しております。詳細の説明等につきましては、省略させていただきます。以上、簡単ですが報告を終わります。

### ○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。なお、新型コロナウイルス感染症対策における具体的な事業等に関する質疑については、当委員会の所管に関するものにとどめていただきますようお願いします。質疑はありませんか。

# ○鯉川委員

6月19日ですけれども、厚生労働省が新型コロナウイルス感染症の拡大防止に資するようにと、新型コロナウイルス感染症対策テックチームと連携しまして、新型コロナウイルス接触

確認アプリというのが開発されたんですけれども、このことは御承知でしょうか。

○新型コロナウイルス対策室長 存じております。

## ○鯉川委員

このアプリは、もう知っておると思いますけども、利用者ご本人の同意を前提にスマートフォンのブルートゥースを利用いたしまして、お互いにわからないようプライバシーを確保しながら、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができるようになっております。利用者は、陽性者と接触した可能性がわかることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができるし、このアプリの利用者がふえることで、感染拡大の防止につながることが期待されると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

### ○新型コロナウイルス対策室長

このアプリにつきましては、既に海外、韓国とかで実際に実証されて、いわゆる追跡調査がスムーズに行われたというようなことを聞いております。そういうことも含めまして、効果があるということを私どもも対策本部とかで協議し、あれば市民のほうにも推奨していくというようなことになろうかと思います。

### ○鯉川委員

厚生労働省によりますと、6月22日17時までのアプリの登録者数が約326万人、人口の約2.5%程度にとどまっているそうです。導入から3日間で326万人というのが多いのか少ないのかわかりませんけれども、感染拡大防止の効果が十分に出るとされる人口の6割には、ほど遠い状況でございます。また若干の不具合も報告されておりますが、今後の第2波、第3波を考えたときに、私は必須アイテムではなかろうかと考えております。例えば、韓国などでは法律に基づいて、ある種強制的にアプリを使わせていて、かなりの導入率が実現し効果が上がったようでございます。日本の場合は、そういった法律の縛りとかいうのがないので、難しい面もあろうかと思いますけれども、飯塚市でも職員さんご自身のスマートフォンに入れていただくとか、また市報等に掲載して、このアプリをインストールすることを呼びかけるようなことができないのかどうか、お尋ねいたします。

### ○新型コロナウイルス対策室長

先ほども答弁いたしましたように、有効性というのはマスコミ等でもかなり報道されておりますので、対策本部の中で検討しながら、推奨していく方向とか、そういうものを考えていきたいと思っております。

### ○鯉川委員

ぜひとも、まず職員さんが見本となってインストールして、議会のほうでも議員さんにもできればインストールしていただいたらいいのかなと思っております。実は私も、20日にインストールいたしました。強制力がないので、縛りとかはありませんけれども、一人一人がやっぱり自分の身は自分で守るという観点からいったら、ぜひインストールしてもらったらいいのかなと思いますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

## ○委員長

ほかに質疑はありませんか。

### ○江口委員

医療施設の従事者の方への応援金について、お聞きいたします。この医療施設従事者の皆様に対する応援金について、お一人3万円というふうな形で、4月24日の全員協議会でしたかでご紹介されて、実際には1次補正で導入されて動いております。そのときに対象となるのが、飯塚市内の医療施設に勤務する方で、事業所と雇用関係がある方、これについては勤務日数が週20時間以上の非正規職員も含むというふうなご説明があったかと思います。またあわせて、事業所と雇用関係がない方であっても、患者との接触機会が先ほどの従事者の方と同程度ある

方というふうな形で説明があっておりました。先日、実は清掃関係の方とお会いしたんです。 その方から言われたのが、僕らは病院とかに入るんだけれど、何もこんな話聞かないんだけれ ど、あれはいったいどうなのという話だったんです。今、資料に関しては、医療機関に送られ た資料を午前中にいただいたのですが、これを見ると支給要綱の中では特段そこを制限するの は入ってないんだけれど、片一方で、本当は資料を配っていただくと一番わかりやすいんです けどね。飯塚市医療施設従事者応援金の注意事項というものがあります。この中で、先ほど対 象者について、①②とあって、対象者になる例として、事業所と雇用関係がない方であっても、 患者との接触機会が①の従事者の方と同等である方で、対象者となる例とあって、総合案内、 外来受付の委託、派遣事業者とあるんです。片一方では、その下に売店、清掃、警備、施設設 備、システム関係の方は対象者になりませんとあります。たぶんこれでまるっとずっと、対象 ではないというふうな範囲で、各病院さん、これが出てきたら、多分そのまま判断すると思う んです。それで私が聞いたようなことになったかと思うのですが、片一方で、この応援金の性 格が、もともと、この感染リスクが非常に高い中で、医療機関で対応していただいている方々 に対する応援金という性格を考えて、だからこそ雇用関係がなくても、接触機会が正規の職員 であったりとか、非正規の職員であったりする方々と同程度ある方というふうなくくりだった と思うんですが、その中で売店、警備、施設設備、システム関係に関しては、私はわからなく はないんです。ただこの方々であっても、正規の職員の方のケースもあり得ますよね。それが、 正規の職員なのか、それとも会社として入っているのかというふうな形で、このようにがらっ と変わるのはいかがなものかと思うんです。その点について、どのような判断をなされたのか、 お聞かせいただけますか。

## ○健幸・スポーツ課長

今回の医療施設従事者応援金の支給に関しましては、まずコロナの感染状況の中で医療崩壊の可能性があると。その中で一生懸命頑張っていただいている医療機関の方を、何かしてあげたいというところが、この制度のスタートでございます。そして、まず医療機関のほうに、ちょっと状況をお尋ねいたしました。特に、大きな病院というのは、いろんな業務がアウトソーシングされておりまして、その中で、特にリスクが高いと私どもが判断しておりました受付であったりとか、そういうところもアウトソーシングがされているということがわかりましたので、そういった今回の事業の対象に、アウトソーシングも一部分必要だろうということを判断したところでございます。そして、その医療機関、それぞれ医療施設、医療の事業者のところで雇用されている方については、全て対象といたしまして、あとアウトソーシングしている分については、その患者の方といいますか、と接触機会がどれほどあるか、不特定多数の方とどれほど接触するかというところで判断をさせていただいたところでございます。

# ○江口委員

患者さんとの接触機会、要するに感染リスクということでしょう。どのような形で感染するかというと、接触して感染するか、飛沫で感染するかなんですよね。そして、その飛沫の感染を処理するのは誰かと思うと清掃なわけですよ。それこそ排せつ物、トイレの清掃もされるわけで、診察室の清掃もされるわけでしょう。片一方で、先ほどの売店、警備、施設設備、システム関係、この方々が、この職種の方々が正規の職員であるケースもあるわけですよ。ある意味、その職種で分けたほうがよかったのかなあと思いますし、片一方で、やはり感染リスクということを考えたら、さすがにこの清掃の部分に関しては、果たしてどれだけ厳しい現場だったかと思いをされたかと考えると、ここに関しては救うべきではなかったのかなと思っているんです。まだ支給申請については、まだもう少し時間がありましたよね。時間がある中で、ここの部分について、もう一遍検討して、対象とすべきだと思うのであれば、そこを拡大していただきたい。先の一般質問の中で、助産院の話があったでしょう。助産院も同様だと思うんです。今回、この医療施設の中に助産院は入らない。今回の議会に出てきた福祉施設の応援金に

も、福祉施設に対する支援に関しても、助産院は入らないと聞いています。ただ、出産という 現場がどれだけ大変なことなのか、血まみれ、体液まみれですよね。ということを考えると、 そこに対する支援が必要なのと同様に、この医療施設に関する清掃の部分に関しても、しっか り検討していただきたいと思っております。その点については、十分、改めてご検討をいただ きたいと思うわけですが、いかがですか。

## ○新型コロナウイルス対策室長

今回の件は、あくまでも応援というような分でございます。その応援というのが、医療従事者に対する応援ということでございます。その中で、要は雇用契約が委託という雇用契約であれば対象外、直接雇用であれば、同じ職種であっても対象ということが、そこがどうでしょうかというご質問だろうとは思うんですけれども、そこは私どもも検討して、病院のほうとのヒアリングをやる中で、要は病院との契約関係がある方で清掃をされている方とか、売店はちょっと承知いたしておりませんけれど、そういう方につきましては、単なる清掃だけではなくて、いわゆる看護師さんとか看護助士とか、そういった形の支援とか応援とか、そういった業務を担うことが出てくる、いわゆる雇用契約がございますので、そういうようなところでいわゆるリスクが同程度あるというような判断をさせていただいたということでございます。委託契約であれば、もうその業務オンリーという形になりますので、きょうこの仕事をしてください、あの仕事をきょうは人が足りないのでこっち手伝ってくださいとかいうことが現実的にはございませんので、そこは申しわけありませんけれど、対象外ということにさせていただいております。そういうことで今回はもう応援金という形でございますので、この要綱に基づいて、実施してまいりたいというふうに思っております。

## ○江口委員

そうなんですね。ふーんと思いながら、片一方で正規の職員のシステム関係の方、患者と接触しない場所で仕事をされる方には3万円が支給される。片一方で、患者が出入りするトイレであったりとか、診察を清掃される委託の方は対象にならない。果たしていかがなものかと思います。検討すべきであると私は考えておりますので、ぜひご検討していただきたいということを述べておきます。

次に、一般質問でも述べました次亜塩素酸水について、お聞きいたします。次亜塩素酸水の採用に関しては、第13回の対策本部会議で決定をしたと。そちらのほうに市民環境部のほうで上げて、それで決定をしたという話がございました。その13回の対策本部会議にどのような資料を出されたのか。また、成分表は出されたのか。そして、どのような議論があったのか。そういった点、できれば資料をいただきたいんですが、資料を示しながらやっていただきたいと思うのですが。資料は提出いただけないんでしょう。そこら辺ちょっと委員長、報告事項であるからできない。では、口頭で結構ですので、ご報告いただいきたいと思います。ただ片一方で、ぜひ、この分に関しては報告事項における資料の取り扱いについて、議運とかでも検討していただければと思っております。まず、それでは先ほど言いました第13回本部会議にどのような資料が提出されたのか。またあわせて成分表が提出されたのか、そしてどのような議論があったのか、その点をお聞かせいただけますか。

### ○環境整備課長

資料につきましては、次亜塩素酸の水溶液、次亜塩素酸を主成分とする水溶液の生成器、こちらの製品のカタログといいますか、それにあわせて、この次亜塩素酸というのがどういうふうな内容なのか。あわせて、どのようなものに使えるのかというふうな部分について、商品の資料になりますけれども、それをまとめた資料を提出させていただいております。議論としましては、先日の一般質問でも答弁した内容でありますけれども、アルコール等が実際、今のところ逼迫しておる状況の中で、今後、公共施設にいわゆる使用者の方、従事者の方、いろいろございますけれども、その方への手指消毒を含めた消毒液、この消毒液の代替確保が必要にな

るというふうなところを調査していたところでございます。その部分で、経済産業省の要請を受けた独立行政法人製品評価技術基盤機構は通称NITEというところの部分で、4月16日に発表された内容について、この次亜塩素酸水というふうなことの部分が優先的に検証すべき、いわゆるインフルエンザ等にもう既に対応ができるというふうな情報がありましたものですから、そういうことも含めまして口頭で説明をさせていただいたところでございます。

### ○江口委員

その説明をして、どのような議論になったんでしょうか。

### ○環境整備課長

方向性として、いわゆる飯塚市が自前で、代替消毒液を生成できる機械を買おう、購入をしようということで決まっております。あわせまして、これを使ったいろいろな消毒方法、例えば手指消毒であったり、スプレー消毒、あわせて空間除菌というふうなことも、いろんな施設で使われておりますというふうなことも含めて、情報提供をさせていただいたところでございます。

### ○江口委員

先ほど提出された資料について、幾つか説明がありました。生成器のカタログ、提出されたのは、次亜塩素酸を主成分とする生成器のカタログ、それと、次亜塩素酸がどういうものか、何に使えるのかということが書いてある商品の資料、提出されたのは、この2種類という形でよろしいですか。

### ○環境整備課長

はい、そのとおりです。

### ○江口委員

次亜塩素酸水、この商品を選んだのは、ネットで検索して出てきたという説明があったかと 思うのですが、それでよろしいですか。ほかにも何かあったりしたのかどうか。どのような経 緯だったのかお聞かせいただけますか。

### ○環境整備課長

次亜塩素酸水というふうな、こちらの次亜塩素酸水というのは電解酸性水なわけなんですけれども、これとあわせた形のいろいろな次亜塩素酸を主成分とした同様の効果を持つ商品がいるいろございます。その中で、やはり単なる販売店が、こういうふうに言っていますよとか、そういうところではなくて、一体的な事業として、日通商事株式会社の広島支店が総元締めになるんですけれども、そちらが生成した事業の中で、いわゆる全国の代理店、数々ある代理店がいろいろございましたものですから、この分については確実なものであるというふうな自前の判断の中で、その資料を取り寄せて、私どもの中で検討したものを報告させていただいたところでございます。

### ○江口委員

確かに次亜塩素酸水で検索すると、いっぱい出てくるんですよ。その中で、ここを選んだというふうな形で、それに関しては一体的な事業としてやっていると。また全国に代理店が多く確実だと考えたということなんですが、他方でちょっと不思議に思うのは、日通商事さんのホームページを見ても、どこにもこのソリューションウォーターという事業が出てこないんです、実は。代理店のホームページは、いっぱい出ているんです。その中で日通商事広島支店がやっているよというのは、それはいっぱい書いてあるんですよ。ところが、日通商事そのもののホームページに、この事業がないのは、何だろうなと思いながら、ちょっと不思議に思ったりしました。そこはちょっと置いといて、この次亜塩素酸水を先日来、聞いているように、NITEのファクトシートで、5月の後半に推奨しないという一部記載等がありました。CTCであるとか、中国の国家機関であるとか、そういった部分、そしてWHOの部分の指摘があっています。市としては、これはコロナ対策としてやったというふうな理解だったと思うんです

ね。ところがこの後、残念ながら、このコロナに効くかどうかはわからない。 4月16日のNITE、優先検証の対象となった、それはそのとおりかもしれませんが、いまだにこれは検証の途中であるわけですね。その中で、この次亜塩素酸水を導入する、そしてまた、なおかつ空間除菌ということで噴霧というところまでをやり始めることを決断されたわけですが、そこに関しての対策本部の中で、ちょっと待てよと、これ本当に大丈夫かとかいうふうな、そういったような議論はなかったのかどうか、お聞かせいただけますか。

### ○新型コロナウイルス対策室長

4月21日、先ほどから申しましたように対策本部の会議の中で、次亜塩素酸水、広意義の次亜塩素酸水の導入について、進めていくというような形で話し合いがありまして、その中で、噴霧器についても、これについても、今回のソリューションウォーターですることによって効果があるというような話があるということで、これについても、ここで決定ということではございませんでしたけれども、これについては個別それぞれのところで検討して決裁をとって導入するなら導入するということで対応するということが、21日の中で方針としては出ているということで、この中で、次亜塩素酸水についての効果についての疑問とかという話は出ておりません。

### ○江口委員

私の一般質問に対する教育長の答弁の中には、この次亜塩素酸水の噴霧器の導入に関しては、 主管課の指導のもとというふうな形での答弁もあったわけなんです。やっぱりそこら辺がちょ っとはっきりしないなとは思いますが、ある意味、急いで消毒用アルコールは逼迫している状 況の中で、何らかの代替製品を探さなくてはならない。それを急ぐという気持ちは非常にわか ります。そしてその中で、次亜塩素酸水を選ばれた、そして生成器を買うことに関しては、 4月28日の専決処分の中で出てきていて、確かに臨時会のときも、これは何というお話をさ せていただきました。そこについては、ある程度理解をしなくはないんですが、片一方で、や っぱりこだわるのは、噴霧についてなんです。教育長の答弁に対して申し上げましたけれど、 NITEで4月16日、最初の評価に関しても、次亜塩素酸水の評価を始めたのは、電解性の もの、電解してつくるものだったんですよね。これが広くなって、今は今混和式、混合式と言 われる、飯塚が使うようなソリューションウォーターのようなやり方の分を対象とするとなっ ていますけれど、いまだに、やっているのは、代替の消毒薬として、消毒液として有効かどう かなんです。一般質問のときにも言いましたけれど、拭いたりすることに使っていいかどうか。 これについては、検討はしているんだけれど、片一方で噴霧に関しては、ファクトシートにあ るように、推奨しないよというのがあったりとか、片一方では、これについてはコメントする ものではないという、NITEに関しては、僕らそこをやっているのではないよと。あくまで も消毒液として有効かどうかをやっているんだよというところがありました。一般質問の中で もなのですが、昨日の福祉文教委員会中でも教育委員会の姿勢としては、マニュアルができた ら、それを使いたいというふうな、放課後であったり、始業前について使いたいというふうな 方向であっているわけですが、市として、これが安全なのか、そして有効なのか、それをきち んと確認するまでは、使うべきではないと思うわけなんですが、市としての見解はいかがです

改めてお聞きします。次亜塩素酸水を噴霧すること、霧化器で使うことに関して、これに関しては、特に推奨はしないということがあり、片一方では、この前も述べましたけれど、学校再開ガイドラインや厚労省の通知には何ら推奨されていないという事実があり、そして有効性・安全性について、まだ不確定であるという状況があります。ですので最低でも、この噴霧については有効性・安全性が確認されるまでは再開すべきでないというのが、私の考えであり、これを一般質問でも問いかけたんですけれど、そこに関する明確な答えはなかったんです。昨日の中でも、金子委員が問いかけたんだけれど、そこに関する明確な、そこが確認されるまで

使わないという答えもないんです。市として、安全性・有効性が確認されるまで、それについ ては使用をストップさせたままとなされるのかどうか、それはいかがですか。

# ○新型コロナウイルス対策室長

霧化器の使用については、今教育部、福祉部のほうで検討、どういうふうな形でやろうか、 またマニュアルをどうしようかということで、検討いたしておりますので、その結果を踏まえ て、対策本部とかでも協議して市の方向性については決めてまいりたいと思います。

### ○江口委員

まず第一義的に使うところなので、福祉部なり教育委員会がしっかり検討するのはいいですよ。その中でも、市としていいよとあなた方、しっかりと考えたね、これでいいよと言うためには、安全性・有効性が確認されないと、市としてそれは許すべきではないと思うんです。行政アドバイザーにも確認してくださいねとお話を差し上げましたよね。そういったことも含めてやっていただいた後での再開となりますよね、いかがですか。

#### ○新型コロナウイルス対策室長

対策本部については、行政アドバイザー会議を6月30日に開催する予定いたしております。 その中で、今、質問委員が言われるような今回の次亜塩素酸水の分についても、テーマとして は取り上げるということで考えておりますので、そういったことを踏まえて最終的に対策本部 のほうで取り扱いについても考えてまいりたいと思っております。

#### ○江口委員

その考えるときに、有効性・安全性が確認されるまで再開すべきではないというふうなところでやるのか、それともそれは確認されないんだけれど、いやいやこれこれこういうところが出てきたので、大丈夫でしょうというふうな形もあり得るのかどうか。副市長、さすがに有効性・安全性が確認されない中で、再開できないと思うわけですが、万が一でもそういったケースはあり得るんでしょうか。

## ○新型コロナウイルス対策室長

今、質問委員が言われるように、安全性とかが担保できない、危険性があるというようなことが確実であれば、当然それとしては市のほうとしても使用するということはもちろんございません。

#### ○江口委員

安全性が担保できない、危険性があるからなのか、逆だと思うんです。安全であることが確認できる、そしてなおかつ有効だったことが確認できた、だから使う。であるべきだと思うのですが、改めていかがですか。

# ○新型コロナウイルス対策室長

そのとおりでございます。

### ○江口委員

この点に関しては、本当にいろんな議論が出てきています。ぜひ、大学の先生であるとか、 お医者さんであるとかいろんなところで発言をされています。ぜひそういった部分をいっぱい 見た上で、ご検討いただきたいと思っています。私のブログ中にも多少紹介させていただいて おります。ぜひごらんいただけましたらと思っています。

## ○委員長

ほかに質疑はありませんか。

#### ○川上委員

718万円、次亜塩素酸の生成器、随契理由をお尋ねします。

# ○環境整備課長

お答えします。購入金額は、消費税込みで715万円となります。次亜塩素酸を主成分とする水溶液の生成器につきましても、多数いろいろな業者がございます。その中で、安全性及び

有効性の情報提供が十分であったこと、また学校現場、沖縄県のある学校でございますけれど、調理場に実際にこの生成器が導入されてあること、その他の企業でも使われてあること。3番目に多くの代理店を通じて、全国展開がなされており、信頼できる事業者であるというふうに判断したこと。単なる販売ではなく、ソリューションウォーター事業の製造販売元であるというふうなこと。こういうふうな問題がある中で、この問題を迅速に対応が可能というふうな判断をもとに、このコロナ禍において緊急な購入が必要だったと判断し、随意契約をさせていただいたところでございます。

### ○川上委員

起案日はいつですか。

○環境整備課長

起案日は、5月1日でございます。

○川上委員

その時点で、その安全性と有効性が確認されているという判断だったんですね。

○環境整備課長

そのとおりでございます。

○川上委員

まず、安全性は何によって確認しましたか。

○環境整備課長

事業者のほうから科学的分析の安全データシートというのを入手させていただいた中で、いろいろな危険有害性の用薬や危険時の対応、取り扱い時の対応、この物質の安定性や反応、これらのいろいろな安全データシートをいただきまして、何も問題ないというふうな判断の中で、選ばせていただきました。

○川上委員

詐欺だったらどうするんでしょうね。そのNITEの優先検証対象にするという情報はいつ 知りましたか。

○環境整備課長

4月16日でございます。

○川上委員

そうすると、NITEの検証結果が出たのは、いつですか。

○環境整備課長

NITEのいわゆる有効性の部分については、引き続きの継続した検証中というふうに報告を受けております。

○川上委員

安全性の問題ではないんですね、それは。有効性の問題。

○環境整備課長

有効性の問題がまだ継続中ということでございます。整理しますと、NITEや経産省がホームページ等で報告しております内容につきましてですが、あくまでも、これは有効性を今、検証していますと。先ほど、いろいろ出てきた内容について、例えば次亜塩素酸水の使用したファクトシートなどがございますけれども、経産省が出されたファクトシートにも、安全性の件については、特段明確な指示、指導があっているところではございません。

#### ○川上委員

では、今の話を総合すると、NITEが安全は確認しましたと。これから先、有効性について検証していきますと言ったわけではないよね。そういう情報、認識がありながら、業者から一方的に資料を示されて安全だと信じることができるわけですか、飯塚市役所は。それを信じて、715万円の税金を出そうと。こういう安全にかかわる問題を業者の言いなりで、何の科

学的知見もないままに、一生懸命言うから信用したというようなことなんですね。

#### ○環境整備課長

整理しますけれど、安全性については、NITEは何も申し上げておりません。あくまでも事業者のいわゆる情報提供に基づいて、判断してくださいというふうなことでございます。あわせて、この次亜塩素酸というのが、なぜ安全かというふうなところでございますけれども、そもそも、この次亜塩素酸というのは、人体の中にあります好中球による殺菌システムがございます。これにおいて、この次亜塩素酸は発生するものでございます。ですから、この次亜塩素酸を効率よく生成させる、この機械はいわゆる次亜塩素酸ナトリウムをpH調整して、より中性に近い希酸性であることで、それが安全性の最大の理由で判断させていただいたところでございます。

#### ○川上委員

今言われた認識はどこから、その認識を持ったんですかね。

#### ○環境整備課長

4月16日以降、この次亜塩素酸を主成分とするいろいろな水溶液の販売、生成等のいろいろなインターネットを通じた検索、これに基づいて、私どもがそのソリューションウォーター事業を主体とする日通商事の事業がございましたものですから、ここに先ほどの答弁にもありましたけれど、数多くの代理店もございましたものですから、その元締めであります日通商事株式会社の広島支店の物流商品機械部、ここが総元締めになっています。ここの情報を入手させていただいて、検討させていただいたところでございます。

### ○川上委員

なかなか困りましたね。販売業者言いなりで、安全を確信して、飯塚市は715万円投入して、税金を出して随意契約で購入したと。第三者的な専門家に意見を聞いたことがないという答弁ですね。それで、この安全性の問題についてもうちょっと聞くと、薬でも、これはこういうことに効きますけれども、こういう危険性もあるから気をつけてねと。この薬はこういう副作用もありますよというふうにしますね。たばことかそうですね。薬ではないけど。これについては、その販売業者、それを飯塚市に売って儲けを得ようとしている業者は、ただし、これは気をつけてくださいねとかいうことは言ったことないですか。

#### ○環境整備課長

取り扱いにつきましては、特に問題はないということです。ただ、生成された次亜塩素酸水は紫外線に弱いものですから、保管について暗いところでの保管をしてくださいというものでございました。

# ○川上委員

軽いタッチで、販売業者が書いてあるのがあるんですよ。使用上の注意というのを書いてある。使用上の注意は何て書いていましたか。

### ○環境整備課長

特に重立った問題はないというふうな形で書いてあります。あくまでも先ほど言います紫外線については弱いものですから、次亜塩素酸の濃度が下がるので、そこの保管について、特に注意書きがあったところでございます。

### ○川上委員

協働環境委員会に自分から報告をするような状況の中で、今のような答弁ではちょっと困る。 使用上の注意は何て書いていますかね、部長。

### ○環境整備課長

口に入っても大丈夫ですけれど、飲み物ではないということは書いてあります。

### ○川上委員

どうしようかな、このくらいのことで税金を、その特定の業者の、もうこれほど相手の言っ

ていることを信用するのも珍しい。そして辛うじて相手が言っているこういうことに気を付けましょうというのがあるんだけど、それは知らないと。紙に書いて手元にあるでしょうもん。そういうのを議会で答弁しきらない。これは税金の使い方としてまともかどうか考えたらわかると思う。次に有効性の問題について、長くなると具合も悪いので、言いますけれど、どこかに新型コロナに効きますということが書いてあるんですかね。

### ○環境整備課長

今までこのソリューションウォーター、次亜塩素酸につきましては、このコロナウイルスの外核膜、こちらのほうを酸化させて、いわゆる殺菌したというふうなところがありましたものですから、このNITEによって、この有効性を今検証しているというふうなことでございます。

#### ○川上委員

今の答弁は、この次亜塩素酸水の有効性は何ら明らかになってないということを答弁したわけですよね。そうすると、安全性の問題について、はっきりしない。むしろ、危険性を指摘しているんだけれど答弁できない中で、有効性については最初からコロナ対策、新型コロナに対する有効性を最初から問題にしていませんでしたという答弁ですよ、あなた方の答弁は。なぜ、この予算が新型コロナ対策予算として、財政出動されるのか、お尋ねします。

### ○環境整備課長

先ほどの答弁に付け加えさせていただきますけれども、今回、私どもが導入しますこの次亜塩素酸を主成分とする安心安全なソリューションウォーターにつきましては、今、NITEのほうで検証を行っております電解式により生成する次亜塩素酸水とは、製法が異なりますけれども、pH値や有効塩素濃度が同等であれば、異なる生成法で生成されるものであっても、効果は同等とみなすこと、新型コロナウイルスに対して一定の効果を示した次亜塩素酸水とpH値や塩素濃度が同等であるとのこと、2点により有効性は確保できると考えてます。なお今、NITEが継続して検証したものでありますものにつきましては、いろいろな情報がまだ集約できていないと。しかし一部の、いわゆる今回私どもが導入します次亜塩素酸水の生成器 1台につきましては、pH値や塩素濃度、こちらが同等の分は効果があったというふうな報告もあっているところでございます。

#### ○川上委員

誰か、この新任の環境整備課長を助けようと思う人がおらんわけ。部長は、新任じゃないでしょう。あなたが一貫してこの問題についてわかるはずだ。何で助けないの。安全性は確認できていませんという答弁したんやない。それから、有効性も確認できていないと。なのに随契を出しましたと言っている。入札でも認められませんよ。しかもこれが、全国展開していると繰り返して言っているけど、たったそれだけの理由で随契を出す、部長が一番わかるでしょう。流れが。一番深刻だったのは3月なんだから。それで、このあいだもいいづかスポーツ・リゾート、誰が認めたのかというふうに聞いたら、課長ですとか答弁しましたね、部長が。市長まで決裁してるじゃないか。なぜ課長に責任を押しつけるような答弁を繰り返させて、とんでもないよ。これで住民のための市民の生命と暮らしを守る仕事が本当にできるのかと。それで、生成器はどこでつくったんですか。

### ○環境整備課長

現在、広島のこちらの日通商事のほうで作成中です。

- ○川上委員
  - 広島のどこですか。
- ○環境整備課長

広島県広島市南区西蟹屋3の2の1でございます。

### ○川上委員

そこは販売会社でしょうもん。製造しているところはどこかと聞いているんですよ。

○環境整備課長

同所でございます。

○川上委員

現地を見に行ったのかな。

○環境整備課長

現在、コロナ禍でございましたものですから、現地の視察は行っておりません。

○川上委員

その日通商事も最初から最後まで日通商事の言いなりじゃないですか。納品日はいつの約束ですか。

○環境整備課長

7月15日の予定です。

○川上委員

そのものはどれぐらいの大きさなんですか。どういう構造になっているんです。どこに置くわけですか。

○環境整備課長

幅が約1メートル、高さが2メートル弱、奥行きが約80センチ、こちらの製品をいわゆる 水道水の蛇口と連結しなくてはなりませんものですから、それがあります1階の市のリフレッ シュルーム、こちらのほうに設置する予定となっております。

○川上委員

ちょっと大型冷蔵庫ぐらいのものですね。何で715万円もするんですか。

○環境整備課長

特殊装置でございますものですから、その金額の部分については妥当というふうな判断をしているところでございます。

○川上委員

さっきネットでいろいろ調べたと言われた。幾つぐらいリストアップしましたか。これはどうか、これはどうか、これはどうかとリストアップしたでしょう。いくつリストアップしましたかね。

○環境整備課長

急いでおりましたところから、4、5者ぐらいの部分ございました。

○川上委員

ちょっと名前と金額を教えてください。

○環境整備課長

ちょっと今、手元のほうに資料がございません。

○川上委員

それは取りに行けばあるんですか。4、5者でしょう。会社の名前と生成器が、その能力にもよるやろうけど、いくらかと。その中でぴたっと、これを選ぶに当たって、大庭さん1人で選ぶわけがないでしょう。誰と相談して、どういう点を4者、5者、値段で決めたのか、時間当たりの生成量で決めたのか、場所が広島だから近いから決めたのか、何を基準に、そこを随契にしたのか、ちょっと教えてください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15:39

再 開 15:50

委員会を再開いたします。

#### ○市民環境部長

課長のほうから答弁をしておりました、この生成器を導入するに当たってどういう検討をしたのか。そして何者くらいで聞いたのかということで、委員のほうからご質問がありまして、先ほど、4、5者から確認をとりましたというご答弁をいたしました。その資料は持って来たらあるのかということを聞かれまして、現実には4、5者に確認は電話等でいたしました。その中で、正式な資料をつくっておりません。それで現実に、最終的に日通商事に至ったのは、時間当たり生成水の量が非常に高いものでございました。1時間当たり、2千リットルの生成を可能とするものであって、先ほど答弁したように、1階のリフレッシュルームに置けるサイズでもあります。そして公共施設の、マスクが不足しておりました次には、この消毒液が不足するという状況下にもありましたので、そういうコロナ禍の中で、緊急にこういう消毒液の確保が必要になったことによりまして、このたび、この日通商事の生成器を導入した、随意契約で緊急に随意契約したという経緯でございます。

#### ○川上委員

随契を5月1日と言ったでしょう。5月1日の段階でマスクが不足していた。マスクが不足 したと言わなかったですか。

### ○市民環境部長

マスク不足の次には、消毒液の不足がくるということで、5月1日にマスクが不足したとかいうことではございません。

## ○川上委員

5月1日の段階でマスクは、市はどのくらい備蓄しておったんですか。13万枚にもう戻っていたのではないんですか。

### ○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15:53

再 開 15:54

委員会を再開いたします。

#### ○新型コロナウイルス対策室長

マスクにつきましては、5月の連休前ぐらいが一番ちょっと不足していた時期で、一番不足していたときが2万5千枚ぐらいでございましたので、ちょっとすみません、正確ではございませんが、3万枚から2万5千枚の間ぐらいであったと思っております。

#### ○川上委員

マスクは、もうそのころは幾らでも手に入る局面にあったわけですよ。では、アルコール消毒薬、これは不足する局面が考えられたというのは、どういう判断を対策本部がしたんですか。 〇新型コロナウイルス対策室長

これはもう2月、3月の局面において、マスクもなかなか手に入らなかったし、アルコール消毒液についても、手に入らないというか、かなり厳しい状況がありました。それでいずれにしろ5月の連休明けぐらいから、そういうものが手に入ってくるようになっていったということでございます。この次亜塩素酸水を、もともと検討していた時期というのは、今後、いつまたそういう物資、アルコール消毒液とかが不足するかわからないという中で、代替のものを市としても考えとかないかんという中で、検討を始めたというところでございます。そういう中では急いでやっていきたいというところでございます。そういうことで、担当部局のほうとしても、効能とかそういうものを検証しながら、早く設置して、早くそういう消毒液の整備をしたいということで、随契で対応したということでございます。

### ○川上委員

市民環境部長の答弁と市民協働部長の答弁は全然違う状況認識を答弁しましたね。どっちが

### 本当ですか。

## ○新型コロナウイルス対策室長

基本的には同じ認識でございます。これを購入、導入を検討し始めたというのは、いわゆる 感染症に対応をするマスクとかアルコール消毒液がやっぱり不足していたという時期を経験し て、それに対して、では将来に向けてどう対応するかということで考えていく中でやっていっ たということでございます。

## ○川上委員

通用しますか、そういうことが。市民環境部長は、マスクが不足し、その次にはアルコール消毒薬の不足が予想される時期と言ったでしょう、5月1日。そういうことはないですよ。マスクが不足しているんだったら、マスクを要求しなさいよ。アルコールが不足しているんだったら、アルコールを要求しなさいよ。アルコールが不足すると思ったんだったら、どうしましたか。どこかにアルコールを手当てするための算段をどうしましたか。

#### ○新型コロナウイルス対策室長

算段といたしましては、2つございます。1つは県知事とか、そういったところへ要望をしたというのが一つでございますし、もう一つは、通常、私ども保健センターとか抱えておりますので、そういったところの取引事業者、そういったところに全てないかというような形での注文というか、そういう相談をさせていただいていますし、また市内事業者でそういうアルコール消毒液を取り扱っている企業さんにも相談して対応したということでございます。

## ○川上委員

そのころは、アベノマスクだって要らないと、最近はアベノアルコールとかいうのがあるらしいですね。国から押しつけてきて、ただかと思ったら金払えと言われて、ものすごく高かったのでびっくりしたと。これは火事場泥棒に近いんでしょうけど。状況的には、安全性も未確認、飲んだらお腹で塩素が発生するんですよ。有害無益のものではないですか。目に入れば、目がつぶれるかもしれないでしょう、炎症を起こして。水で流してくださいと書いてるじゃない。安全性も問題がある。それから有効性は全然確認されていない。販売業者も言っていません。新型コロナに効くとは。おかしいよね。マスクと何の関係がある。アルコールと何の関係がある。水と一緒だ。むしろ危険。そういうものを4者も5者も調べて、比較検討して、ここだというふうにいったと言う割には、資料を持っていませんと言う。持ってきてくださいと言ったら、ありませんでしたと言う。奥が深いよね。それで、その冷蔵庫ぐらいの大きさは715万円もするんだけれど、1時間に2千リットル次亜塩素酸水ができるという話なんだけれど、これはなぜ、1時間に2千リットル、要るんですか。ほかのはどれぐらい精製能力があったんですか。

# ○環境整備課長

私が調べた限りでは、100リットル、そこら辺の100リットルというふうな形の部分は ございました。

### ○川上委員

それはいくらだったんですか。

### ○環境整備課長

おおむね100万円ぐらいではなかったかなというふうに思っております。

### ○川上委員

それを5台買ったらどうなるんですか。このころはいろんな事業者がさまざまにあって、宗教団体まで次亜塩素酸水を売り始めたんだから。そういう時期なんですよ。それで、こういういいかげんな随契を出して、説明はまともにできない。大変けしからん。それからいいづかスポーツ・リゾート、なんですけれど、先ほどちょっと言いましたけれど、4月28日に市長が記者会見で、ゴールデンウィーク期間中の行動について、お願いか何か出したでしょう。何て

言いましたかね。

# ○委員長

川上委員、経済部の所管になるということで、ほかの質疑、よろしいでしょうか。

## ○川上委員

ちょっと副市長に聞きましょう。そしたら113人来ているんですよ。県外から5人来ていると。感染対策をやろうというときに、予約していたので、もう市長が認めましたということなんだけれど、この予約というのは、桜を見る会みたいに、政治家とか行政幹部とかに5人ずつ招待枠があって、もう招待しているのに、だめですよというふうに断れないというようなことがあって、仕方がないと。見切り発車をしたのではないかという心配をするわけですけれど、そういうことはないですか。

#### ○副市長

4月18日、19日、それから、25、26日このときに県外から来たお客さんがおったということで、事後聞きました。それで、それはあくまでも申し込んである方で、今、質問委員がおっしゃるようなことではありません。ただ本会議のときも答弁したと思いますけれど、ホテル棟は使わずに、真ん中のグランピングというんですかね、あそこを使って、どうしてもキャンセルしないで来たいという方については、そこで対応したということを聞いております。

#### ○委員長

川上委員、所管の範囲内でお願いします。

### ○川上委員

だから、健康づくりの問題だからね。中には、招待ではなく、自分で申し込んできた人がいるかもしれません。招待の人だって対価を払っている可能性があるんですよ。その人たち、一般の人たちはどうやってそれを知ったんでしょうかね。その期間中、この会社は、この飯塚市の施設は、コテージならいけますよということをどういうふうにして知ったんでしょうかね。東峰村なんかは全部止めていますもんね。

### ○委員長

川上委員、質疑を所管の範囲内でお願いします。

#### ○副市長

事前に予約してある方について、俗にこちらから、この期間だからオープンできないということで問い合わせしたけれども、どうしてもお見えになった方については、キャンセルせずに行きたいというようなことで、先方がキャンセルできなかったもので、予約をとっていたもので、その分については来ていただきましたということで、担当のほうから聞いて、ではこの日は仕方ないなということで決裁して、5月2日から5日まで、プラスしてオープンをしたというのが現状です。

### ○川上委員

一つは、その予約をした人たちは、何を見て予約をできると思ったのか。ゴールデンウィーク期間中はもう自粛と決まっておったじゃないですか。4月の頭から。しかも県外から申し込んだ人を受け付けているわけよね。緊急事態宣言の後が一つ。なぜそういうことができたのか、起きたのか予約しておるから仕方がないではない。なぜ予約があったのかが問題。もう一つは

### ○委員長

川上委員、他の質疑をお願いします。(発言する者あり)川上委員、川上委員、所管の範囲 内でご質問お願いします。ほかに質疑はありませんか。

# ○川上委員

このことと生成器のことが全く無関係なのかということも含めて、副市長、ちょっと庁内調査をしてもらったらいいと思います。一遍、検討してくれませんか。

#### ○委員長

もう一度、質疑をお願いします。

### ○川上委員

だから、もう一回言いますね。今度のゴールデンウィーク中の113人のコテージの利用というのは、どう見ても違和感がある。予約をしていたから仕方がないと言うんだけれど、なぜ予約できたのか。4月7日に緊急事態宣言が出ているのに、なぜできたんだろう。それから一方で、これと考え合わせてみると、政治家とか市の幹部などの招待枠というのがなかったかどうか。一方で、こういう特別な事態が生じたわけだけど、もう一つ、本市の対策本部の中で生じている異常事態、日通商事、あなたの言うことを全部信用します。715万円、あなたにだけ契約して、物が来るのは、7月15日、そして、どう使うかについて、教育委員会のやつは、中国から来るのを待っています。まだ部品が来てないよね。これが、それぞれに何か違和感が生じているように見えるけれど、実はリンクしたりしてないでしょうねと。そんなことありませんというのを、飯塚市は調査の上で、市民に明らかにする責任がないかということを聞いたわけです。

### ○委員長

所管の範囲内でお願いします。 (発言する者あり)

### ○新型コロナウイルス対策室長

ホテルの宿泊者の名前とか、もちろんそういうのは個人情報でございますので、私どもが知り得ることはできませんので、調査というのはちょっとなかなか難しいと思いますが、今言われているのは、ソリューションウォーターをつくっている日通商事の方が、リトリートに宿泊したのではないかということの確認をしてくださいということであれば、それは、誰か個別にちょっと確認だけはさせていただきます。

#### ○委員長

ほかに質疑はありませんか。

### (なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

保留しておりました「工事請負変更契約について」、川上委員の質疑に対する執行部の答弁を求めます。

### ○土木建設課長

大変申しわけございません。最初に、先ほどの答弁に訂正がございますので、そこを先に報告いたします。コンクリートの産廃処理の処分先でございますけれども、有筋コンクリートを共立砕石所、無筋コンクリートをサカヒラリサイクルセンターと答弁いたしましたが、有筋コンクリート、無筋コンクリートを共立砕石所、無筋のコンクリートの処分先をサカヒラリサイクルセンターということでございます。続きまして、変更についての経緯の時系列ということでございます。昨年の10月末に、工事の担当者が現地のほうを確認いたしまして、11月1日に変更の決裁をしております。それから業者のほうに、11月6日に増嵩になった分の搬出の指示を行いまして、11月6日から12月7日の間に、先ほどの処分場2カ所、共立砕石所のほうに257立米、サカヒラリサイクルセンターのほうに83.9立米の産業廃棄物の処理を搬出しております。

### ○川上委員

なぜ、今ごろ報告するんですか。

#### ○土木建設課長

あくまでも工事の途中の段階でございますので、最終的な変更というのは最終的なほかの関連もございますので、それにとりあえずふえた分の産廃の処理の関係については、変更の指示書ということで指示をしております。その後に正式な変更の契約となっていくということでご

### ざいます。

## ○川上委員

それは、最終的なところでも報告してもらいたいけれど、こういうことがありましたという報告を11月の最初の入札の前にすればいいじゃないですか。建築工事の入札の最初、サカヒラと九特などで不調になった入札の前に、こういう出来事があっていますよというのを報告すればいいじゃないですか。なぜ、本体の入札前に状況報告ができるのに、委員会にしなかったんでしょうね。世間にも公表してないでしょう。筑豊ハイツに続く、今度は崩してないのかな。なぜこういうことが起きた段階で、報告しなかったんですかね。12月議会でも報告できたでしょう。

### ○土木建設課長

最終的な変更の契約という報告でございますので、この場の最終の段階の、確定した段階で の報告となります。

### ○川上委員

だからそれは、きょうでもいいと言っているでしょう。なぜ今かという点で言えば、11月6日と7日の出来事じゃないですか。最初の入札の前に報告できたのではないですか。また、12月定例会中のやつでも報告できたよね。なかなか所管事務調査が、こういうありさまで否決されるから、きちんとした質問ができんけど、報告してもよかったんですよ。なぜ報告しなかったんですか、12月に。こういうことが起こりましたと。不調状態に陥っていて。もう一回、1月も不調になるんでしょう。消防署なんか一緒につくっているんですよ。SI同士で。一緒につくっているじゃないですか、鶴三緒で。なぜ報告しなかったのか。

### ○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 16:16

再 開 16:20

委員会を再開いたします。

#### ○健幸・スポーツ課長

委員会への報告につきましては、契約変更が成立した後、報告をさせていただいております。これまで、そういう形での報告の手順という形でとらせていただいておりまして、その途中での報告ということは、市としてはルールとして、今定めておりませんので、こういう形での報告となっております。

#### ○川上委員

だから定例会中、議会中で所管事務調査でいるいろ聞きたかったんです。だから所管事務調査は、密室協議でさせないということに、最近定例化しているけど、定着化しようけど、各議員は、一部は詳しく知っているわけよね。だから一部の議員には情報提供するけど、委員会には、その中間だからということで報告をしないというのは、ちょっと許しがたいわけです。だから所管事務調査をしないというのは、委員会の側の責任だからね。

### ○委員長

川上委員、質疑をおねがいいます。

#### ○川上委員

委員会側の責任だけど、あなたがたのほうからは、過去のルールに捉われないで、一部の議員に情報提供するのであれば、議会全体に――。

### ○委員長

川上委員、質疑をお願いします。

### ○川上委員

質問じゃない、報告するというふうにしてもらいたいけれど、今後、改めてもらえますか。

### ○委員長

ほかに質疑はありませんか。(発言する者あり) ほかに質疑はありませんか。(発言する者あり)

## ○川上委員

答弁を求めます。

### ○都市建設部長

これは契約変更の報告事項でありますので、今までどおり、ルールにのっとって、変更後に 報告をさせていただきます。

### ○川上委員

金額のこととか報告する必要ないかもしれないんですよ。工事中に、市が想定してなかったものがまた見つかったと。今度は崩されなかったけど、こういうことがありました、事故報告やろう。これをするのが何かおかしいかということなんですよ。一部の議員だけが知って質問しようとすると所管事務調査はさせないという、これは、議会で報告しない、あるいは議会がそれを拒否するということになってくると、市民全体に対する――。

### ○委員長

川上委員、他の質疑をお願いします。

### ○川上委員

市民全体に対する、何て言うかな。暗いカーテンですよ。黒いカーテンだ。だから―――。

## ○委員長

川上委員、川上委員———。

### ○坂平委員

(発言する者あり) 私が発言しているとき、ちょっと静かにしていただけませんか。(発言する者あり) 委員長、委員長。(発言する者あり) ちょっと、川上委員、今、委員長から許可を得て発言していますので。委員長、スムーズな委員会の進め方をお願いいたします。

### ○都市建設部長

今回の報告については、事故報告ではありません。通常の変更でありますので、このような ルールで報告をさせていただきます。ただし事故とか、そういうふうな部分になった事前に報 告するかは、今後検討させてもらいます。

#### ○委員長

ほかに質疑はありませんか。

### (なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。 これをもちまして、協働環境委員会を閉会いたします。